



小学校、中学校、高等学校で特別支援教育を 推進するための「管理職向け手引」

～管理職がリードする特別支援教育の推進～

令和7年5月
山形県教育局特別支援教育課



はじめに

小中高等学校で学ぶ児童生徒数は、毎年度減少していますが、特別支援教育を受ける児童生徒数は、年々増加しており、特別支援学級の在籍者数、通級による指導を受ける児童生徒数の増加が顕著です。また、約10年ぶりに実施され令和4年12月に公表された、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は、小・中学校において推定値8.8%、高等学校では推定値2.2%との結果が示されました。このことは、全ての学びの場に特別な支援が必要な児童生徒が多数存在することを示しており、特別支援教育を遅滞なく推進するとともに、更なる充実をさせていくことが重要です。

このような中、本県におきましては、令和5年6月に「第4次山形県特別支援教育推進プラン」(以下、4次プラン)を策定し、各種施策を展開しているところです。また、令和7年3月に「第7次山形県教育振興計画」が策定され、その中においても特別支援教育の推進が掲げられ、今後の施策の方向性等が示されました。引き続き、特別支援教育の充実に向け取り組んでまいります。

各学校で特別支援教育を推進するためには、各学校長のリーダーシップが欠かせません。令和5年の全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会による調査では、管理職自身の特別支援教育に係る教職経験は、小中学校ともに3割程度であることが示されました。このことを受け、4次プランにおいても重要な視点として捉え、管理職自身が特別支援教育について改めて学びを深め、リーダーシップを発揮し、特別支援教育を一つの柱とした学校運営が図られるよう、本手引きを作成しました。

本手引きでは、特別支援教育について理解を深めるとともに、各校において特別支援教育に係る具体的な取組みを検討する際に活用できるよう、以下の構成としています。(今後、必要な情報を随時追加していくことを予定しています。本手引きをファイルに綴るなどし、アップデートしながら活用ください。)

- I 管理職として、特別支援教育について知っておきたいこと
- II 山形県の特別支援教育の現状
- III 特別支援教育の視点を活かした学校経営
- IV 特別支援教育課関連事業

最後に、本手引きが、全ての学びの場において管理職のリーダーシップのもと教職員が一つのチームとなり、子ども達の学びを充実させるための取組みを展開していくための一助となることを願っています。

誰一人取り残されず、それぞれの個性を活かし尊重した学びを実現してまいりましょう。

山形県教育局特別支援教育課
課長 戸屋 学

本手引きと合わせて、「特別支援教育コーディネーター連携ハンドブック」(本手引p15参照)をご活用ください。特別支援教育について更に理解を深めたり、具体的な取組みを教職員に分かりやすく伝えたりすることができます。

目 次

I 管理職として特別支援教育について知っておきたいこと

1 特別支援教育の理念	3
2 インクルーシブ教育システムについて	3
3 新しい時代の特別支援教育について	4
4 第7次山形県教育振興計画	7
5 第4次山形県特別支援教育推進プラン	8

II 山形県の特別支援教育の現状

1 特別な支援を必要とする児童生徒数等	9
2 特別支援教育を推進する教員の状況	11

III 特別支援教育の視点を活かした学校経営

1 校長の責務	12
2 校内支援体制の充実に向けて	
(1) 特別支援教育を柱とした学校経営	13
(2) 校内支援体制整備、校内委員会の機能強化	
① 支援体制の構築・運営	14
② 校内委員会の役割と目的	14
③ 特別支援教育コーディネーターの指名	15
④ 校内委員会をより機能させるためには	17
⑤ 段階的な支援体制	19
(3) インクルーシブ教育システムの構築に向けて	20
(4) 教職員の専門性の向上	
① 校内研修の充実に向けて	22
② 校内研修を効果的に行うために	25
③ 特別支援学校教諭免許状の取得促進、長期研修への参加の促進	29
④ 特別支援教育に携わる経験の拡大	29
(5) 地域・保護者への丁寧な説明	
① 教育支援について	30
② 合理的配慮と基礎的環境整備	32
③ 交流及び共同学習の推進	35
(6) 関係機関との連携	
① 切れ目ない支援	37
② 個別の教育支援計画の作成、活用、引継ぎ	38
③ 個別の指導計画の作成、活用、引継ぎ	43
④ 教育と福祉の連携について	46
(7) 特別支援学級の指導の充実	
① 特別支援学級の教育課程編成	53
② 特別支援学級を支える管理職の役割	55
③ 中学校特別支援学級等における進路指導	56
(8) 通級による指導の充実	
① 通級による指導の概要	58
② 通級による指導の内容	61
③ 通級担当教員と通常の学級の担任との連携	63

IV 特別支援教育課関連事業

1 特別支援巡回相談事業(特別支援学校センター的機能充実事業)	64
2 発達障がい理解促進・指導力改善事業(切れ目ない支援連携体制充実事業)	66
3 専門性向上のための研修(切れ目ない支援連携体制充実事業)	66

<資料編>

山形県では、法令及び条例・医学用語、固有の名称等の表記を除き、障害を「障がい」と表記しています。

I 管理職として特別支援教育について知っておきたいこと

1 特別支援教育の理念

平成 19 年 4 月 1 日に、学校教育法が一部改正され、それまでの特殊教育から特別支援教育に大きく転換が図られ、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられました。

また、以下の通知において、特別支援教育の理念が示されました。

「特別支援教育の推進について」(通知)

平成 19 年 4 月 1 日 文部科学省初等中等局長

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(p70に二次元コード掲載、資料①)

2 インクルーシブ教育システムについて

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(報告)

平成 24 年 7 月 23 日 中央教育審議会初等中等教育分科会

○インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

○同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要

(多様な学びの場の整備、合理的配慮、基礎的環境整備、就学先決定の在り方等)

○障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを基本的な方向性としながら、その際、それぞれの子どもが授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうかを本質的な視点とすること

(学校間連携、交流及び共同学習等の推進、教職員の専門性向上 等)

(p70、資料②)

この報告では、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、**特別支援教育を着実に進めていくことが重要**であるとしています。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り、同じ場で共に学ぶことを目指す時、大切にすべきは、「それぞれの子どもが授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか」**これが最も本質的な視点**です。

3 新しい時代の特別支援教育について

平成 19 年にスタートした特別支援教育ですが、特別支援教育への理解の広がり・障がいの概念の変化や多様化、特別支援教育を必要とする子ども達の増加など、特別支援教育を巡る社会の環境の変化を踏まえ、新しい時代の特別支援教育の方向性が提示されました。

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」(報告)

令和 3 年 1 月

○これからの特別支援教育の方向性

- ・ 特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、
 - ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備
 - ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

○小中高等学校における学びの充実

- ・ 特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・ 自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・ 個別の教育支援計画等を活用した丁寧な引継ぎ、合理的配慮の提供
- ・ 発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

(p70、資料③)

「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について」(通知)

令和 5 年 3 月 13 日 文部科学省初等中等教育局長

○「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果を踏まえ、障害のある子供とない子供が同じ場で共に学ぶための環境整備、インクルーシブな社会の実現に向けた取組みの充実について

- ・ 校長のリーダーシップの下、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を適切に把握し、適切な指導や必要な支援を組織的に行うための校内支援体制の充実
- ・ 自校通級や巡回通級の充実、通級担当者の専門性向上
- ・ 高校における通級による指導の実施体制の充実
- ・ 特別支援学校のセンター的機能の充実
- ・ インクルーシブな学校運営モデルの創設

(p70、資料④)

(参考) 近年の特別支援教育に関する動向

平成18年 12月	障害者の権利に関する条約 採択 ・ 障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳促進が目的 ・ インクルーシブ教育システムの理念、個人に必要なとされる合理的配慮の提供
平成19年 4月	学校教育法一部改正 「特殊教育」から「特別支援教育」へ ・ 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ ・ 特別支援学校のセンター的機能 ・ 全ての学校で特別支援教育を実施 特別支援教育の推進について(通知) (p70、資料①)
平成19年 9月	障害者の権利に関する条約 署名
平成23年 8月	障害者基本法改正 ・ 特性を踏まえた十分な教育が受けられるように、可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容・方法の改善及び充実 ・ 本人・保護者への十分な情報提供、可能な限りの意向の尊重 ・ 交流及び共同学習を推進し、相互理解の促進
平成24年 7月	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告) ・ インクルーシブ教育システムの構築、特別支援教育の推進 ・ 教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの整備 ・ 合理的配慮と基礎となる環境整備 ・ 授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうかを最も本質的な視点 (p70、資料②)
平成25年 6月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)公布 ・ 差別的扱いの禁止 ・ 合理的配慮の不提供の禁止 国・地方公共団体はどちらも法的義務 (p70、資料⑤)
平成25年 9月	学校教育法施行令 一部改正 ・ 認定就学制度の廃止、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへ ・ 本人・保護者の意見を最大限尊重、合意形成 ・ 障害の状態等の変化を踏まえた転学
平成26年 1月	障害者の権利に関する条約 批准
平成28年 4月	障害者差別解消法 施行
平成29年 2月	ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 閣議決定
平成29年 3月	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性のある段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～ ・ 対象は、障害により教育上特別の支援を必要とする全ての児童等 ・ 進学時等における学校間の情報共有(引継ぎ) ・ 特別支援教育コーディネーター等の役割分担及び必要な資質を明確化 ・ 特別支援学校のセンター的機能の活用 (p70、資料⑥)

平成 29 年 3 月	幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学部学習指導要領 公示 ・特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒の個別の教育支援計画、個別指導計画の作成義務化 ・通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合、特別支援学校学習指導要領の自立活動を参考とすることを明記 ・学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた配慮の例を、各教科等の解説に示す
平成 30 年 3 月	高等学校学習指導要領 公示(小中学校同様)
平成 30 年 4 月	高等学校における通級による指導の制度化
平成 30 年 8 月	学校教育法施行規則一部改正 ・「個別の教育支援計画」の作成について規定
令和 3 年 1 月	「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申) ・新時代の特別支援教育在り方 ・連続性ある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進 ・特別支援教育を担う教師の専門性向上、管理職向け研修の充実 ・関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実 (p70、資料⑦)
令和 3 年 1 月	新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議(報告) ・障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備 ・連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実
令和 3 年 6 月	「障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(通知) ・教育的ニーズの重視 ・就学先決定等のプロセスに基づく教育支援の質の向上 ・情報の引継ぎ等を重視した対応 (p70、資料⑧)
令和 3 年 9 月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医ケア児支援法)施行 ・医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ・医療的ケア児が、医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援(看護師配置等) (p70、資料⑨)
令和 4 年 3 月	特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について(通知) ・養成、採用、研修等に係る関係者へ方向性の提示 特別支援教育に関わる経験等の考慮(採用試験における加点等) 全ての新規採用職員が概ね 10 年以内に特別支援教育を複数年経験する人事上の措置 → 特別支援学校の教師の免許保有率 100% (p70、資料⑩)
令和 4 年 12 月	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果公表 (p71、資料⑪)
令和 5 年 3 月	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について(通知) ・校長のリーダーシップ、校内支援体制の充実 ・自校通級や巡回通級の充実、通級担当者の専門性向上 ・高校における通級による指導の実施体制の充実 ・特別支援学校のセンター的機能の充実 (p70、資料④)

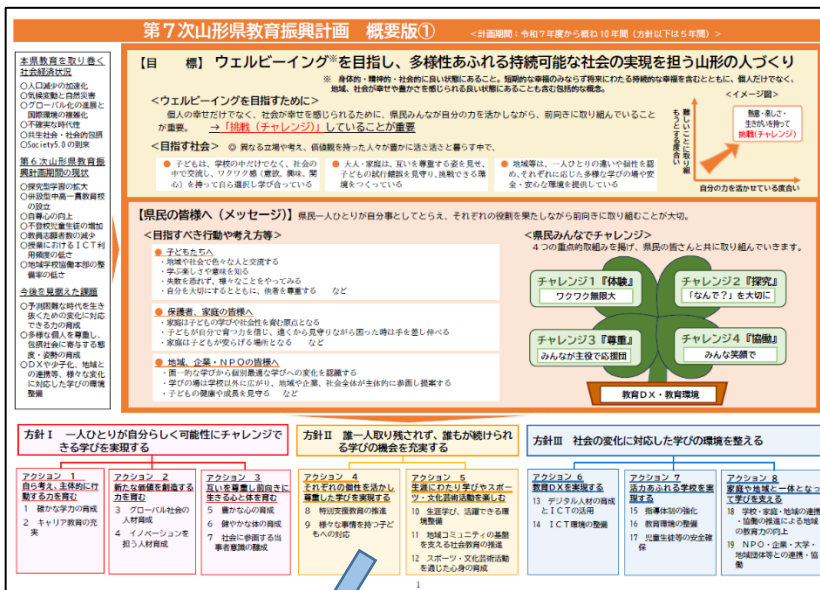
4 第7次山形県教育振興計画

県教育委員会では、社会経済情勢の変化や政府の教育政策の動向を踏まえ、本県における教育行政の方向性ととも、中長期の施策を示すため、令和7年度から概ね10年間の目標等とあわせて、今後5年間に取り組む施策の方針及び主要施策の柱立てであるアクションを示した「第7次山形県教育振興計画」を令和7年3月に策定しました。

「第7次山形県教育振興計画」は、特別支援教育課で策定した「第4次山形県特別支援教育推進プラン」の上位計画であり、施策の具体的な取組については、「第4次山形県特別支援教育推進プラン」に示しています。

【目標】

ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり



第7次山形県教育振興計画
(本体、概要版)

方針Ⅱ 誰一人取り残されず、誰もが続けられる学びの機会を充実する

アクション4 それぞれの個性を活かし尊重した学びを実現する

一人ひとりが違うことを前提に、多様な他者との交流による学び合いを進めそれぞれの可能性を引き出していく

8 特別支援教育の推進

【施策の方向性】

- 全ての子どもたちが互いに多様性を認め合い、一人ひとりが社会の一員であることを感じとり、協働し合うインクルーシブ教育システムへの理解を促進し、共生社会の形成を目指す理解啓発を推進します。
- 小中学校等及び高等学校においては、学校全体で特別な支援を必要とする児童生徒に対応する体制整備を促進し、児童生徒が共に学び活躍できることを目指した特別支援教育を推進します。
- 特別支援学校においては、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指す特別支援教育を展開します。

【主な取組み】

- (1) 共生社会の形成を目指す理解啓発の推進
- ・ 自然体験活動の学校行事やクラブ活動、部活動、地域活動等において、特別支援学校と小中学校等が相互理解を深める交流及び共同学習を推進します。
 - ・ 特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、学習状況により指導・支援内容の調整・改善を図るとともに、進級や進学においては必要な支援等の確実な引継ぎを図ります。
 - ・ 関係機関と連携して、進学前から社会参加まで切れなく支援する体制を構築します。

“特別支援教育の推進”について

方針Ⅱ	誰一人取り残されず、誰もが続けられる学びの機会を充実する
アクション4	それぞれの個性を活かし尊重した学びを実現する
8 特別支援教育の推進	【施策の方向性】 ○全ての子どもたちが互いに多様性を認め合い、一人ひとりが社会の一員であることを感じとり、協働し合うインクルーシブ教育システムへの理解を促進し、共生社会の形成を目指す理解啓発を推進します。 ○小中学校等及び高等学校においては、学校全体で特別な支援を必要とする児童生徒に対応する体制整備を促進し、児童生徒が共に学び活躍できることを目指した特別支援教育を推進します。 ○特別支援学校においては、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指す特別支援教育を展開します。
	【主な取組み】 (1) 共生社会の形成を目指す理解啓発の推進 (2) 小中学校等及び高等学校における特別支援教育の充実 (3) 特別支援学校における特別支援教育の推進

3つの基本目標と6つの施策の枠組によって構成され、施策ごとに具体的な取組みの方向性を示しています。

第4次特別支援教育推進プラン
(本体、概要版、資料)

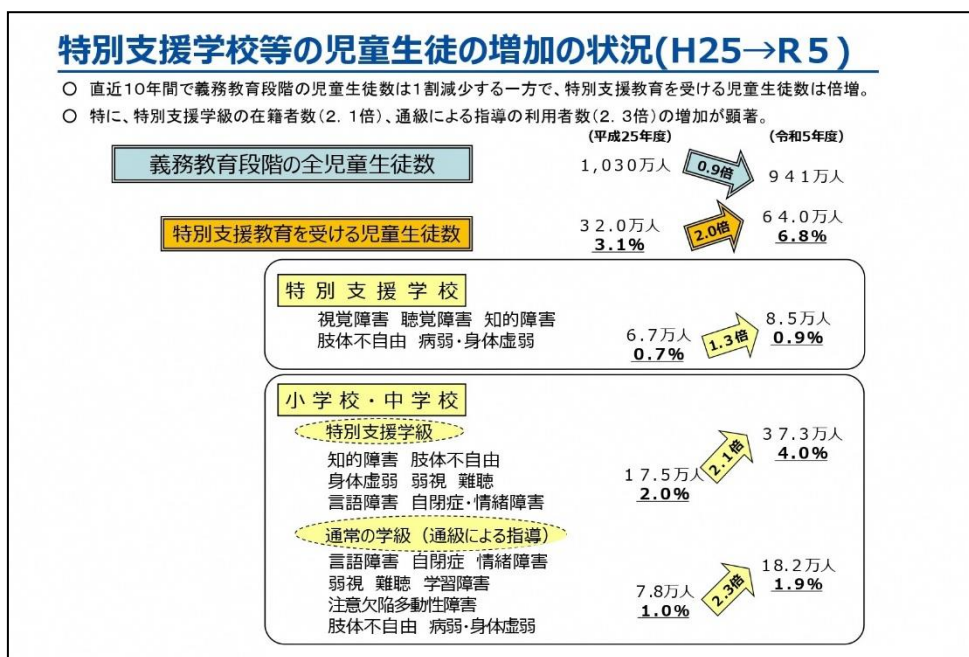


各学校では、県HPからダウンロードいただき、教職員への周知・共有をお願いします。研修用の動画も掲載しておりますので、校内研修での積極的な活用をお願いします。

Ⅱ 山形県の特別支援教育の現状

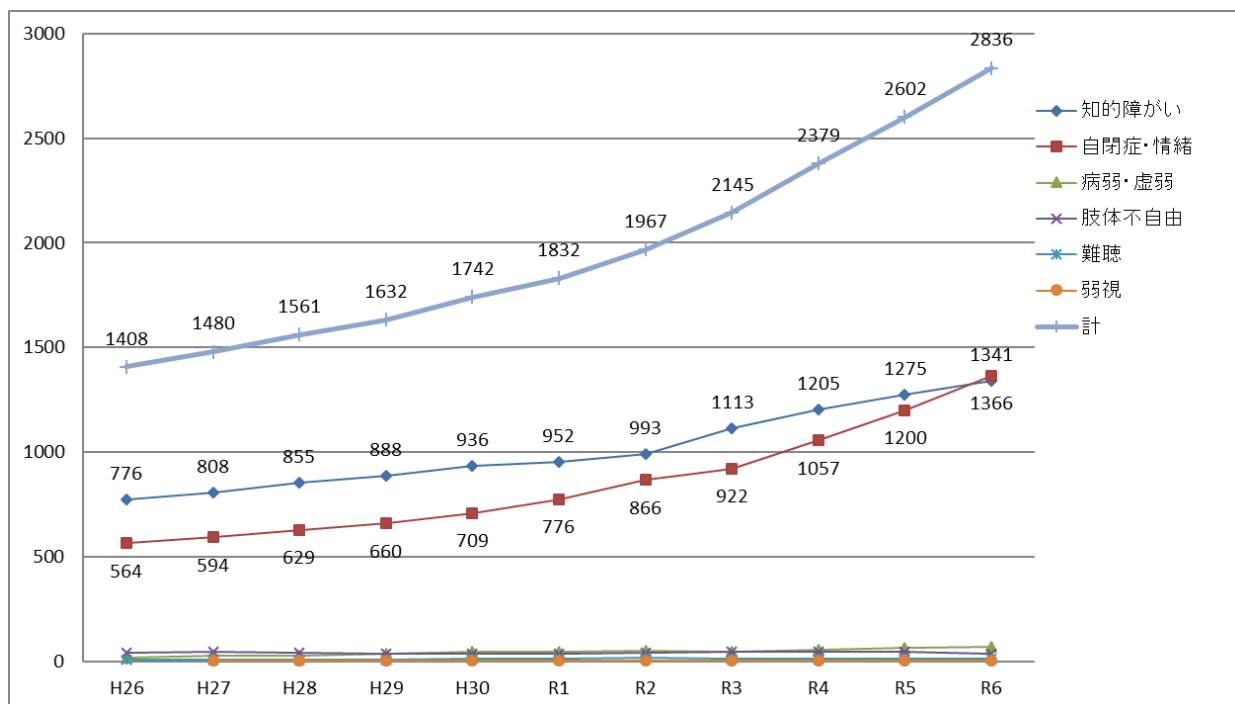
1 特別な支援を必要とする児童生徒数等

全国的に、少子化により学齢期の児童生徒数が減少している一方、特別支援教育を受ける児童生徒は、直近の約10年間で倍増しています。山形県でも同様の傾向が見られ、特に特別支援学級、通教指導教室(LD等)で顕著になっています。

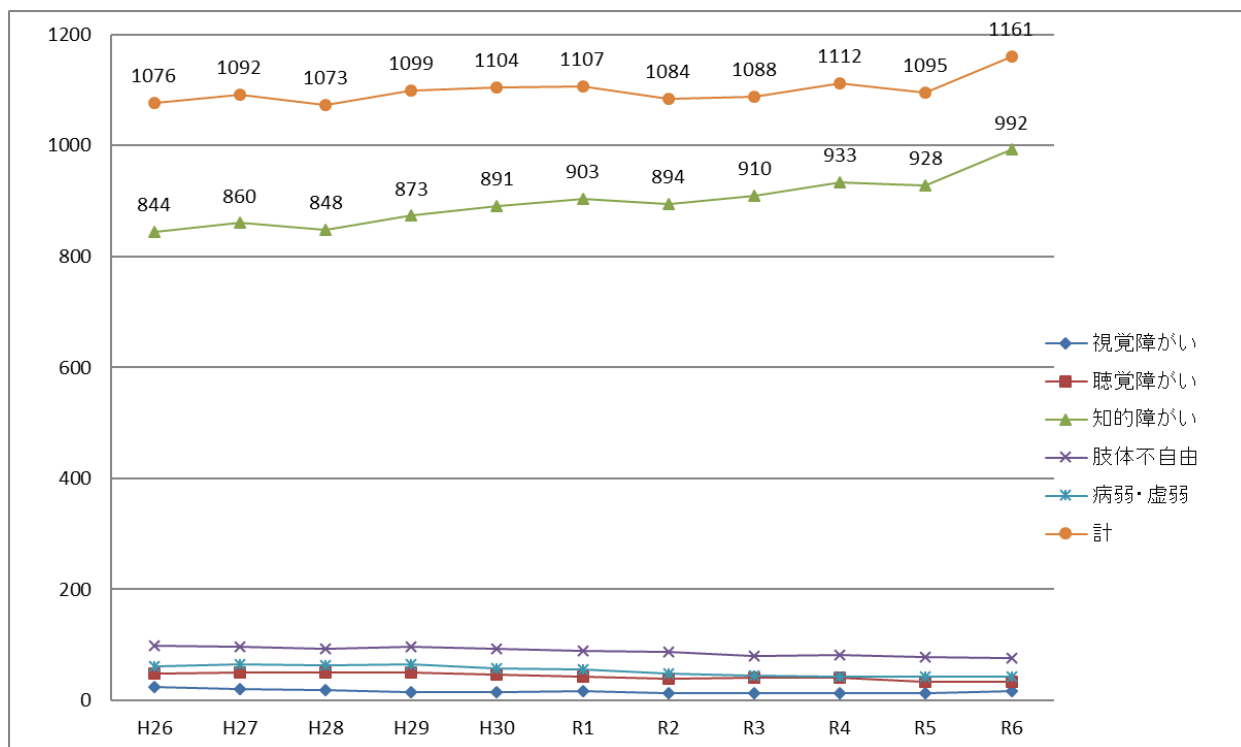


(令和5年度文部科学省初等中等教育局特別支援教育課作成資料より)

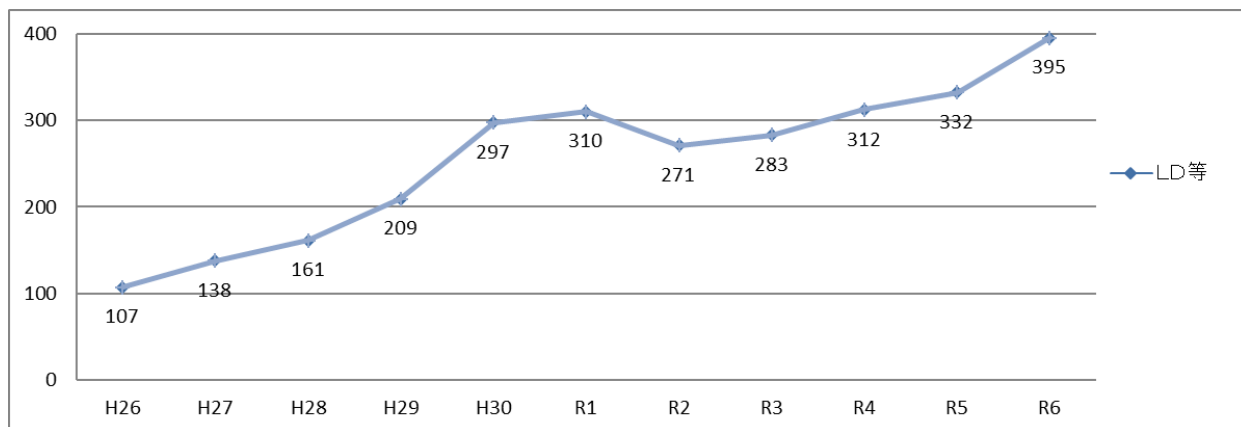
【県内特別支援学級在籍者数の推移】



【県立特別支援学校在籍者数の推移】



【通級による指導（LD等）の対象児童生徒数の推移】



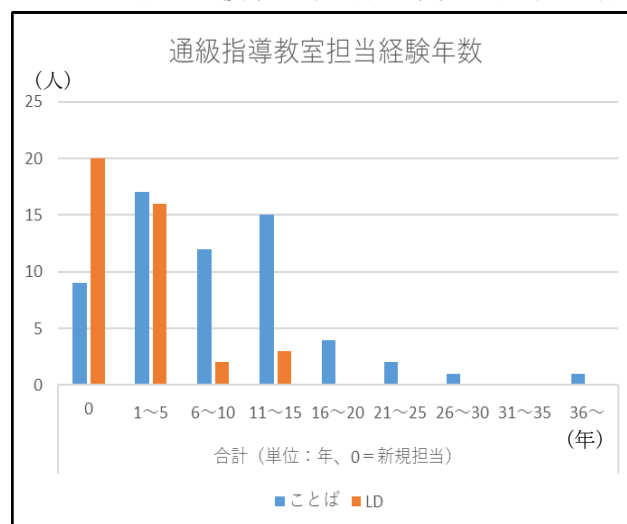
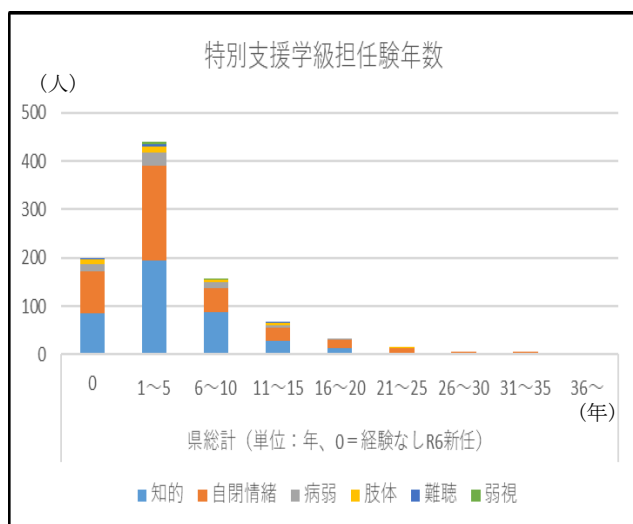
	平成 26 年度	令和 6 年度	H26 比
特別支援学校(知的障がい(小・中・高))在籍者数	844 名	992 名	1.2 倍
特別支援学級(知的障がい(小・中))在籍者数	776 名	1,341 名	1.7 倍
特別支援学級(自閉症・情緒障がい(小・中)) 在籍者数	564 名	1,366 名	2.4 倍
通級指導教室(LD等(小・中))実施校数	15 校	30 校	2.0 倍
通級指導教室(LD等(小・中))対象者数	107 名	346 名	3.2 倍
	平成 30 年度	令和 6 年度	H30 比
通級指導教室(LD等(高校))実施校数	1 校	7 校	7 倍
通級指導教室(LD等(高校))対象者数	4 名	25 名	6.3 倍

特別な教育的ニーズのある児童生徒へ適切な指導及び必要な支援が行われるよう、全ての学びの場で、特別支援教育力の向上を図る必要があります。

2 特別支援教育を推進する教員の状況

◆特別支援学級担任、通級指導教室担当経験年数

(特別支援学級等に係る諸調査(R6 山形県))



◆特別支援学級担任教諭の特別支援学校教諭免許状保有状況(令和4年度)

山形県:30.3%

全 国:31.0%

◆小学校又は中学校の校長自身の特別支援教育にかかわる教職経験

特別支援学級、通級による指導や特別支援学校での教職経験のない校長の割合

小学校 66.4% 中学校 69.3%

(令和5年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査 令和6年11月)

校長は、特別支援教育の経験の有無に関わらず、適切に学校運営を行う必要があります。具体的には、多様なニーズのある児童生徒の増加への対応として、**校内支援体制の構築・見直し**を図ったり、特別支援学級担任や通級指導教室担当だけでなく、児童生徒に関わる**全ての教職員の専門性向上**を図ったりするなどし、**学校としての特別支援教育力を高める取組みが重要**となってきます。

Ⅲでは、現状を踏まえた上で、特別支援教育の視点を活かした学校経営について、具体的にみていきましょう。

Ⅲ 特別支援教育の視点を活かした学校経営

1 校長の責務

特別支援教育を推進するにあたっての校長の責務については、「特別支援教育の推進について」（通知）に、以下のように示されています。

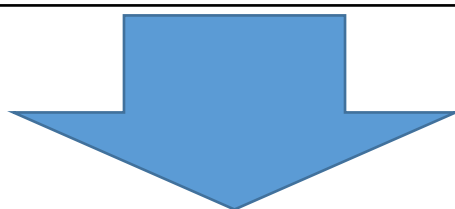
「特別支援教育の推進について」(通知)

平成 19 年 4 月 1 日 文部科学省初等中等局長

2. 校長の責務

校長は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。



校長の責務

- ① 自らが責任者として特別支援教育の推進を学校経営に明確に位置づけ、校長としてのリーダーシップを発揮して学校全体のカリキュラム・マネジメントを行い、教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携し、障がいのある児童生徒への指導・支援の質の向上を図る体制を整備する。
- ② 特別支援教育について、自身の学びを深め、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築・充実を図る。

上記、校長の責務を果たし、校内の支援体制を充実させ、より適切な指導及び必要な支援を行うため、以下の視点からの取組みが重要です。

- 特別支援教育を柱とした学校経営
- 校内支援体制整備、校内委員会の機能強化
- インクルーシブ教育システムの構築の推進
- 教職員の専門性の向上
- 地域・保護者への説明責任
- 関係機関との連携

2 校内支援体制の充実に向けて

(1) 特別支援教育を柱とした学校経営

特別支援教育の全校的な教育支援体制を確立するためには、特別支援教育を学校運営の柱の一つとして捉え、学校経営の重点の一つに明記するなど、特別支援教育の充実に向けた基本的な考え方や方針を示す必要があります。

校長は、学校教育目標等において特別支援教育に関する目標を適切に設定するとともに、学校評価の項目・指標を必ず盛り込むこと。

「通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」

令和5年3月 文部科学省

学校経営上、校長が念頭におくべき事項として、次のような内容が考えられます。

- 特別支援教育を学校全体として行うために必要な体制の構築(組織対応)
- 特別支援教育に関する教員の専門性の向上(資質向上)
- 特別支援教育についての児童等、保護者及び地域への理解啓発(理解推進)
- 特別支援教育に関する外部の専門機関等との連携の推進(外部連携)

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」

平成29年3月 文部科学省

学校経営の中で重点となる取組みは学校の状況により異なります。ガイドラインに示された内容等を踏まえ、まずは、現在の学校の現状を把握し、課題を明確化するための振り返りが重要です。

特別支援教育の充実に向けた基本的な考え方や方針(ビジョン)を示す際は、教職員がイメージできるよう、できるだけ具体的に示すことが大切です。教職員がビジョンを共有化することで、校長のリーダーシップによる、各教職員の主体的な取組みがより一層期待されます。

また、具体的な取組みの進捗に合わせ、時期を定め、評価・見直しを行うことも必要です。その際は、校内の意見にとどまらず、保護者からのアンケート、学校評議員、地域・関係機関の方等からの意見も参考にすることが大切です。

特別支援教育を柱とした学校経営は、特別な教育的ニーズのある児童生徒だけでなく、全ての児童生徒にとって、「一人ひとりの思いが尊重される学校」「学び合い、支え合い、よりよく成長しようとする学校」を実現する一歩となります。

<重要ポイント>

- 特別支援教育の推進を学校経営の柱に位置づけ、明確なビジョンを示す。
(学校経営方針(計画)に、具体的な目標と方策を明示する)
- 現状を振り返り、取組みの重点を定め、学校全体のマネジメントにより実施する。評価・見直しにあたっては、学校外の関係者の意見も反映する。

(2) 校内支援体制整備、校内委員会の機能強化

①支援体制の構築・運営

学校内での教育支援体制を確立するために、校長は次のような体制を整備し、効果的な運営に努めます。

- 校内委員会を設置し、児童等の実態把握を行い、学校全体で支援する体制を整備
- 特別支援教育コーディネーターの指名、校務分掌への明確な位置付け
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成、管理
- 全ての教職員に対して、特別支援教育に関する校内研修を実施。また、校外での研修への参加を通じた専門性向上。通級担当教員、特別支援学級担任については、特別支援学校教諭免許状の取得促進、育成
- 教員以外の専門スタッフの活用により、学校全体としての専門性確保
- 児童生徒に対する合理的配慮の提供について、合意形成に向けた本人・保護者との建設的対話を丁寧に行い、組織的に対応するための校内体制整備

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」

平成29年3月 文部科学省

②校内委員会の役割と目的

特別支援教育を推進するためには、校長のリーダーシップのもと、校内委員会を中心とした全校体制での取組みが重要です。

<校内委員会の役割>

校内委員会は、下記の役割を担います。

- 児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握
- 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討
(個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む)
- 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価
- 障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断を、専門家チームに求めるかどうかの検討
- 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案
- 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り
- 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催
- その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」

平成29年3月 文部科学省

ア 校内委員会の目的

⇒教育的ニーズのある子どもに対して、これまでの情報を整理し、今後の適切な指導及び必要な支援について、検討する。

イ 適切な指導及び必要な支援のために

⇒教職員間で共通理解に立ち、協力して対応できるように校内支援体制を整備する。

(学年会等の情報共有の仕方、チーム・ティーチング(以下、「T・T」という)、支援員との連携方法)

⇒教育的ニーズのある子どもへの特別な支援のみを検討するのではなく、学級経営や生活指導の在り方、直接指導に携わる教師等への支援等についても検討する。検討された支援の内容は、全校で共有する。

③特別支援教育コーディネーターの指名

＜コーディネーターの役割＞

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者の相談窓口等の役割を担う。

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」
平成29年3月 文部科学省

校長は、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付け、校内委員会においてその役割を十分に果たせるよう体制を整えらるとともに、専門性の確保にも努める。

「通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」
令和5年3月 文部科学省

特別支援教育コーディネーターは、保護者や学級担任、関係機関との連携の要になるとともに、学校の特別支援教育の中心的役割を担います。

特別支援教育コーディネーターの指名については、特別支援学級だけでなく、学校全体を見渡し、外部の関係機関と、円滑に調整・連携を行うことができる立場又は資質・能力を持った教師を指名することが大切です。その上で、その役割を十分に果たせるよう配慮するとともに、専門性の維持・確保がなされるよう、指導する必要があります。

特別支援教育コーディネーターの役割は多岐に渡り、学校の実情、規模によりますが、複数指名する学校が増えています。複数指名により、役割の明確化・分業化、ノウハウの伝達などのメリットがあります。人材育成の視点からも固定化せず柔軟な配置、指名の複数化が望まれます。

校特別支援教育コーディネーター指名率(山形県)

小学校:100% 中学校:100% 高等学校:100%

(特別支援学級等に係る諸調査(R6 山形県))

特別支援教育コーディネーターの複数指名校の割合(山形県)

小学校ーR2:43.5% → R6:57.2%

中学校ーR2:30.5% → R6:31.6%

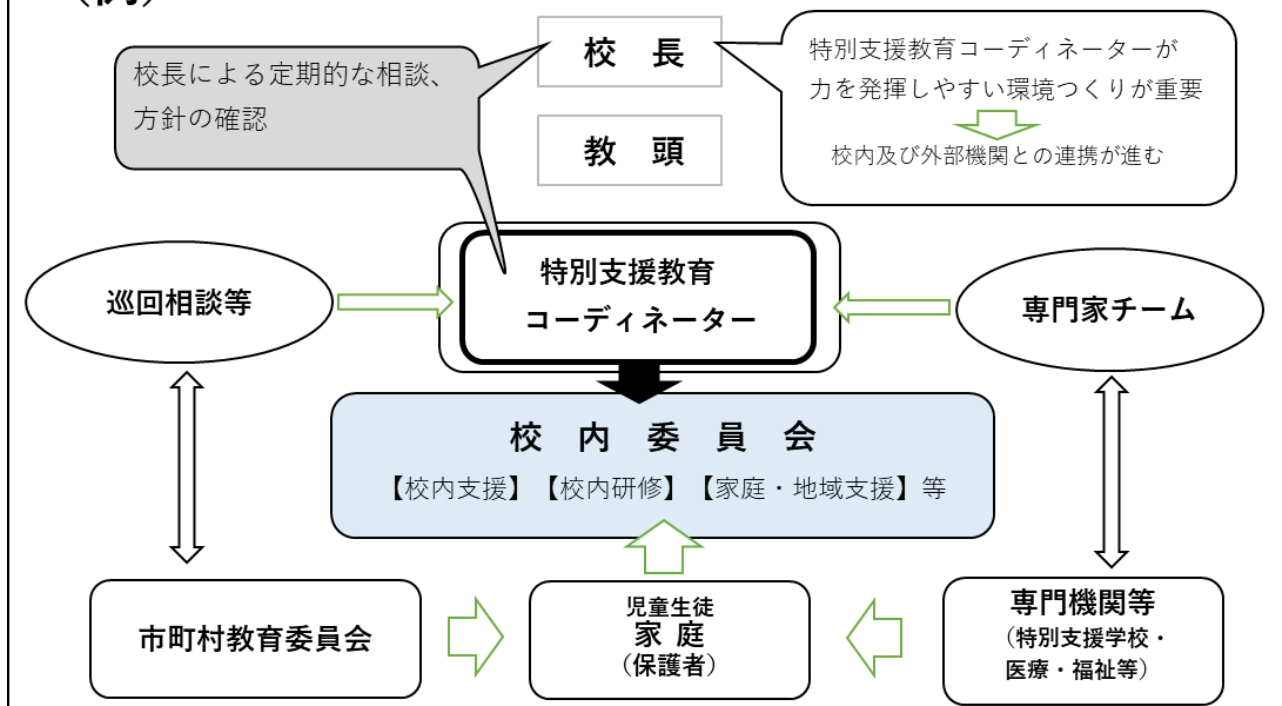
(特別支援学級等に係る諸調査(R6 山形県))

特別支援教育コーディネーターの業務の詳細については、令和7年4月公開の「特別支援教育コーディネーター連携ハンドブック」を、ご参照ください。切れ目ない支援に向けたコーディネーター業務の詳細などが具体的に示されています。



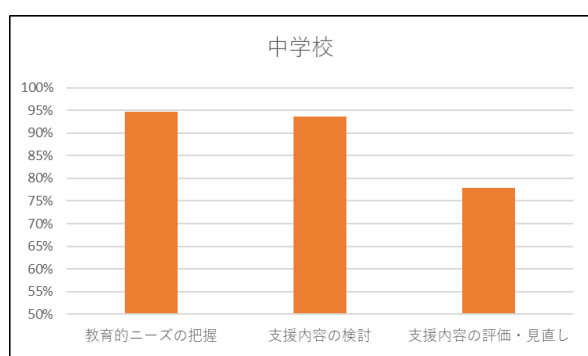
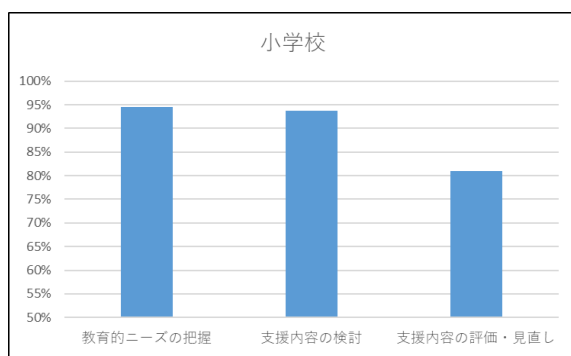
「特別支援教育コーディネーター連携ハンドブック」
R7 山形県

(例) 校内の支援体制整備と役割



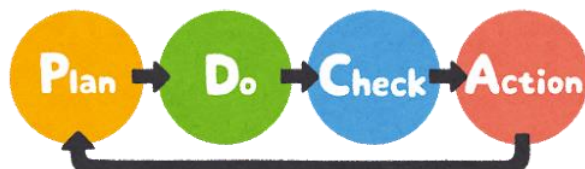
(「特別支援教育における管理職の重要性 H25 千葉県」を一部加工)

校内委員会の役割である「ニーズの把握」「支援の検討」「評価・見直し」を反映し、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成、更新します。



「校内委員会実施内容」(特別支援学級等に係る諸調査(R6 山形県)より)

児童生徒の教育的ニーズに応じた、適切な支援の実施のためには、P D C Aサイクルにより、支援内容について評価・検証し、より適切な内容に変更・更新していく必要があります。また、児童生徒の変容から、支援の成果を共有することは、学校全体の専門性の向上にもつながります。



④校内委員会をより機能させるためには

校内委員会設置率(山形県)

幼稚園・保育所:100% 小学校:100% 中学校:100% 高等学校:100%

(特別支援学級等に係る諸調査(R6 山形県))

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」

調査結果(令和4年12月13日公表)

学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合

小・中学校(推定値) 8. 8% 高等学校(推定値) 2. 2% (p71、資料⑩)

特別支援学級等に係る諸調査(R6 山形県)では、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校の校内委員会の設置率は100%となっており、特別支援教育コーディネーターの複数指名校数は前述のとおり増加するなど、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援は充実してきていますが、先生方からは、以下のような声を聞くことが少なくありません。

- ・特定の先生にばかり負担がかかっている。
- ・支援について気軽に相談できない。
- ・学びにくさのある子の支援について情報共有ができていない。

併せて、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果から、全ての学びの場に学習上又は生活上の困難を抱える児童生徒が一定数在籍していることを踏まえ、校内支援体制の中核と言える「校内委員会」について、再点検する必要がある。

【要check】

校内委員会の在り方の再点検のポイントと見直し

再点検のポイント	見直しの視点
校内委員会を設置しているものの、形骸化していないか？ (例年決まった時期に、決まった内容しかしていない等)	⇒校内委員会の本来の役割の確認 ・教育的ニーズの把握、支援内容の検討・評価 ・特別支援教育に関する研修の企画・立案 ・ケース会議の開催
開催方法、回数、時期はニーズに応じたものになっているか？	⇒学びの場の検討も校内委員会の機能だが、児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、どのような支援を必要としているのかを把握し、対応策を具体的に検討することが重要
コーディネーターが多様な業務に、柔軟に従事できる体制になっているか？ (他業務の軽減がされているか？)	⇒位置づけ、校内組織(分掌)の見直し ・コーディネーターの専任化 ・既存の分掌部の改編((例)生徒指導部→インクルーシブ部) ⇒コーディネーターの増員(複数配置) 例：(小)特支学級担当・通常の学級担当から各1名+教頭 例：(中)特支学級担当・各学年から各1名+教頭 ⇒外部関係機関とのより良い連携 ・日頃からの情報交換による密な連携 ・関係機関によっては、教頭から連絡

(参考)

特支 Co への配慮実施校数

配慮あり 小学校:37.1%

中学校:42.7%

(特支学級に係る諸調査(R6 山形県))

担任、担当任せになっていないか？（担任や担当が孤立していないか？）	⇒校内の役割の明確化、担任への支援 ・相談フローの見直し、見える化 ・コーディネーターを中心に、誰がどんな支援、役割をするのか事前に具体的に決め、全教職員で共有
支援を要する児童生徒を見落とししていないか？	⇒学校運営への参画意識の醸成 ・全ての子どもを全ての教職員で支えるチーム支援
支援内容（合理的配慮）について、校内で情報共有されているか？	⇒記録の共有の工夫（校務支援システムの活用等） ・一貫した支援により児童生徒の混乱を避ける ・「全ての先生が同じ対応」による安心感
実態把握、支援内容の検討は適切にできているか？ （支援は児童生徒に合ったものかの検証をしているか？）	⇒アセスメントは客観的、多角的に 支援の検討は、短時間で前向きに →ホワイトボード教育相談、定期的な評価・見直しの機会確保 ⇒特別支援学校の巡回相談、専門家チームの活用
保護者に丁寧な説明がなされているか？	⇒説明だけでなく評価の機会も確保 必要に応じ、管理職が同席する ⇒説明方法の工夫 個別の指導計画の活用、PDCAを見える化する工夫

校内における特別支援教育に関する対応を、全て担当教員だけに任せてしまうと、担当教員が孤立したり、負担が大きくなったりするだけでなく、担当者の異動により、特別支援教育の専門性が、担保・維持できなくなる可能性があります。「チーム学校」で、校内支援体制を整備し、専門性の維持・向上に努めましょう。

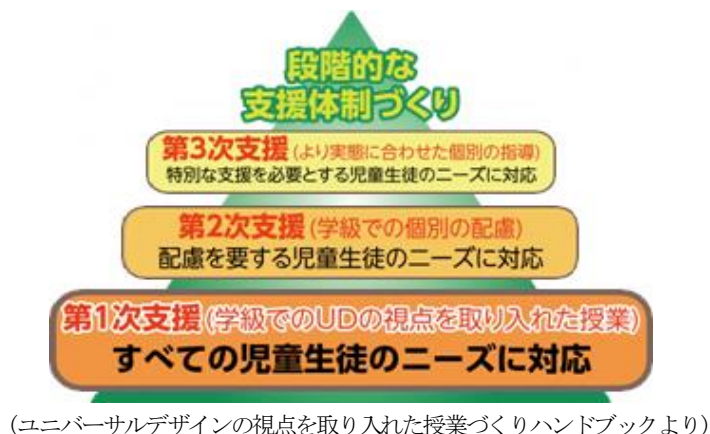
<重要ポイント>

- 校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立する。
- 特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会等を活用し、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズの確認、検討を行うことにより、的確な実態把握に基づいた支援の充実を図る。
(「教育的ニーズ」の観点-本手引 p31 参照)
- 校内委員会の機能強化を図るためには、上記について適宜見直すとともに、校長がその運営に主体的に関わる。
- 校内支援体制の中核を担う特別支援教育コーディネーターがより力を発揮しやすい環境づくり、専門性の向上に努める。



⑤段階的な支援体制

小中高等学校の通常の学級には、実に多様なニーズのある児童生徒が在籍しています。多様な実態を的確に捉え、安心して学び・生活できる学級経営と、「確かな学力」を育成していくためには、生徒指導同様、「段階的な支援体制」が重要です。



学校生活における困難な状況の背景には、個人が抱える課題と教職員や周りの児童生徒との人間関係や学習環境に関する課題の両面が影響しています。指導や支援だけでなく、学級全体の全ての児童生徒への指導や支援から学級の中での個別的な指導や支援、そして、必要に応じて個別的な場での個別的な指導や支援を階層構造で考えます。

まず、発達障害のある児童生徒を含む全ての児童生徒を対象に学級全体での指導や支援を行います。分かりやすい授業、認め合い支え合う学級集団が基盤になります。学級全体への指導や支援だけでは不十分な場合は、学級の中で個別的な指導や配慮を工夫します。

(生徒指導提要 文部科学省 R4 改訂) (p71、資料②)

第1次支援＝学級全体での指導や支援

- 実態の把握(「クラスでできる支援ヒント集」)
- 分かりやすい授業づくり(ユニバーサルデザイン(以下、「UD」という)の授業づくり)
 - ・授業の構成、教材・教具の工夫、教師の話し方、発問や指示 等
- 授業づくりのベースとしての学級づくりもUDの視点から見直し(本手引 p27 参照)
 - ・認め合い、支え合う学級づくり

「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」
H25 山形県



第2次支援＝学級の中で個別的な指導や支援

- ニーズ、特性の把握
 - ・行動の背景を推察し、個に応じた支援(ヒントカード等)を探る
- 校内委員会、ケース会議での検討
- 個別の指導計画の作成・活用
 - ・PDCAサイクルによる目標・具体的支援の見直し
- 全職員で共通理解、情報共有
 - ・統一した支援により児童生徒の混乱を回避、効果的な支援を共有

1次支援の充実が大切です。

UDの視点からの環境整備や授業づくりが充実すればするほど、2次支援、3次支援の必要性は減っていきます。

第3次支援＝特別なニーズのある児童生徒への個別の指導や支援

- 適切な学びの場及び学習方法の検討(通級による指導等)
- 特別支援学校等の巡回相談の活用(県、市町村)
- 各関係機関(教育、医療、福祉、労働等)との連携
例：医療機関との連携

診断の有無に関わらず、困っている児童生徒がいれば、まず、学校でできる取組み、支援を考えましょう。(発達障がい等の診断は医師が行います。診断がなくても支援はできます。)

(3) インクルーシブ教育システムの構築に向けて

共生社会の形成に向けて、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進めるには、具体的に何をすれば良いのでしょうか。

まずは、各学校のインクルーシブ教育システムの構築に係る取組み状況を確認しましょう。現在の構築に係る取組み状況はどの程度なのか、学校の強み・課題を把握するためには、「インクルCOMPASS」が大変有効です。

「インクルCOMPASS」とは

国立特別支援教育総合研究所が作成したツールで、自校のインクルーシブ教育システムの構築を一層推進するため、現在の取組状況を把握するものです。また、その結果を踏まえて、今後、取組むべきことを検討する際の手がかりを得ることができるものとなっています。7つの観点から現状を振り返り、ナビゲーションシートを作成することで、自校の強みや課題を可視化したり、役割や機能などを確認し、重点的取組みの方策案を導いたりすることができます。

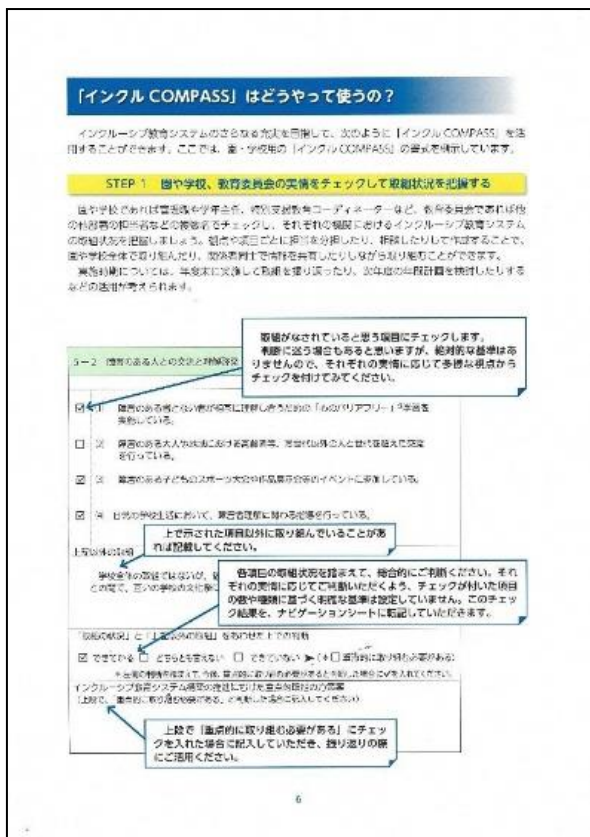
インクルCOMPASSにより、校内の組織体制を確認し見直すことは、児童生徒の実態等についての情報共有や合理的配慮の検討等を組織的、計画的に実施することに役立ちます。



「インクルCOMPASS」ガイド
R3.2 国立特別支援教育総合研究所



観 点	主なチェック項目
1 体制整備	校内の支援に係る体制整備
	周囲の児童生徒及び保護者の理解推進 など
2 施設・設備	バリアフリー施設・設備の整備
	教育支援機器の整備 など
3 教育課程	特別の教育課程の編成
	特別の教育課程の実施 など
4 指導体制	指導体制の整備・充実
	地域の関係機関の連携 など
5 交流及び共同学習	交流及び共同学習の実施のための具体的な取組
	障害のある人との交流と理解・啓発
6 移行支援	就学支援システムづくり
	就労支援システムづくり
7 研修	校内における専門性の向上のための取組
	校内研修を活用した理解・専門性の向上 など



<活用方法>

STEP 1

○観点 1～7 について、管理職や特別支援教育コーディネーターなど複数名でチェックし、インクルーシブ教育システムの取組状況を把握します。

STEP 2

○「ナビゲーションシート」で、全体の取組状況を俯瞰します。「できている」にチェックが付いた観点は、その学校の「強み」と言えます。また「できていない」にチェックが付いた観点は課題と捉え、どのような取組みが可能か具体的に検討します。また、「ナビゲーションシート」により、役割や機能などを確認した上で、重点的に取り組むべき方策について検討することで、インクルーシブ教育システムの更なる推進を図ることができます。

STEP 3

○「インクルCOMPASS」の実施結果を学校全体で共有し、具体的な取組みにつなげていきます。取組を進める際は、PDCAサイクルにより、取組みの成果と課題を確認しながら、着実にインクルーシブ教育システムを構築していくことが大切です。

インクルーシブ教育システムの取組状況を管理職や特別支援教育コーディネーターなど複数名でチェックし現状を振り返ることで、自校の強み・課題が明確になります。また、今後取り組むべきことを検討する際の視点も得られますので、より一層インクルーシブ教育システム構築に向けた取組みを推進していきましょう。

(4) 教職員の専門性の向上

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果から、支援を要する児童生徒は、全ての学びの場に多数いると考え、全ての学びの場の全ての教員の特別支援教育力の向上が急務と言えます。

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」(報告)

令和3年1月

全ての教師に、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画等の特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要である。

「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」(通知)

令和4年3月31日 文部科学省

学校においては、管理職がキーパーソンである。現場を預かる立場から、教師一人一人の特別支援教育に対する学びの成果を学校全体の教育力向上に繋げていくこと、加えて、個々の教師が次の学びに取り組むことができるよう組織として環境整備を行うことなど、教職員組織自体が学びの成果を鍵として、よりその質を向上させていく取組が期待される。

①校内研修の充実に向けて

特別支援学級等に係る諸調査(山形県)では、「特別支援教育に係る校内研修の実施率」は以下の数値にとどまっております。十分とは言えない状況から、**4次プランでは、小学校と中学校は100%、高等学校は60%まで向上させることを目標**としています。

「特別支援教育に係る校内研修実施率」(R5)

小学校 74.7%、中学校 58.5%、高等学校 47.0%

校内委員会の役割の1つである

「特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案」(R5)

小学校 40.7%、中学校 34.4%

教職員一人ひとりが特別支援教育に係る研修の必要性を実感し主体的に研修することや、多様な研修により学校の特別支援教育の核となる教員を育成することも校長の役目です。校長は、特別支援教育コーディネーターと連携し、多様な教育的ニーズのある子どもがいることを前提とした学級経営・授業づくりに関する研修を年間計画に位置付け、計画的、継続的に行い、専門性の向上を図っていく必要があります。

学校として、チームとして、特別支援教育について学びを深めたり、アップデートしたりすることは、障がいのある子どもの教育だけでなく、学校教育全体の教育力向上に寄与するものです。

山形県教員「指標」

令和5年3月に改正された山形県教員「指標」では、特別支援教育力は、学習指導力、生徒指導力と合わせ「担任力」を構成する重要な資質能力として位置づけられています。また、指標では、各教員が自ら資質向上を目指す際の目安として、各キャリアステージに応じた重点項目を設定しています。校長は、各教員の主体的な研修を促すだけでなく、各教員の研修がキャリアステージを意識した内容となっているかという視点にも留意する必要があります。

担任力

「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の3つを統合して、授業を核とした学級学年・教科経営を行っていく力

山形県教員指標

山形県教育委員会
平成30年1月 発定
令和5年3月 改正
令和6年3月 改正

1 理念の趣旨
山形県教育委員会は、教育公務員特例法第2条第3号に基づき、文部科学大臣が定める指標の策定に際する指針を踏まえ、県内教員課程を有する大学及び各市町村教育委員会、各学級、保護者、産業界の連携を図るとともに、バリエーションを踏まえて広く県民の意見を反映させ、本県教員が「『自分の日本型学校教育』の構築を目指して」（令和3年1月 中央教育審議会答申）で示された新しい時代における教員の姿を実現するため、高度専門職としての職業、役割及び個性に応じて身に付ける資質・能力を明確化した指標を定める。

2 性格
指標は、本県教員が主体的に資質向上を図る際、教員としてのキャリアステージ全体を見直し、自らの職業、役割、責任に応じて体系的、継続的な研修を行うための目安であり、県教育委員会が研修計画を策定する際に踏まえるべきものとする。
また、校長は、指標及び研修計画、研修等に関する記録を踏まえて、教員に対し資質の向上に関する指導助言を行うものとする。
なお、指標は、人事評価に用いるものではない。

3 指標の対象とする教員の範囲
県教育委員会が生命権者となる県立学校、市町村立小・中学校、義務教育学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭（市町村立特別支援学校教諭を含む）、助教諭、実務教諭、兼務教諭、実務教諭となる。
（市町村立特別支援学校教諭については対象としないが、研修機会の実現に努め、資質向上を図る。）
なお、市町村立特別支援学校及び市町村立特別支援学校指定こども園の教員等の指標については、各市町村教育委員会の参考となるよう策定した。

4 校長の指標
校長の職務及び役割の大きさにより、校長の指標を策定する。

5 本県が採用時に求める教員の姿（※山形県教員選考試験 基本方針より）

(1) 児童生徒への深い教育愛と教育に対する強い使命感、責任感のある方
(2) 明るく心身ともに健康で、高い倫理観と規範意識を備え、法令を遵守する方
(3) 豊かな教養とより高い専門性を身につけるために、常に学び、自らを向上させる姿勢をもち続ける方
(4) 山形県の教員として、郷土を愛する心をもち、人とのつながりを大切に、地域社会においてよりよい学校や地域社会を築こうとする方

山形県教員指標 教員用【教職の実践に関する資質・能力】 ※「担任」は、その段階における重点項目									
領域	資質・能力	達成状況	達成率	達成率	達成率	達成率	達成率	達成率	達成率
担任力 （学級・学年・教科経営）	学習指導力	1. 児童生徒の学習意欲を高め、主体的な学習活動を引き出すことができる。	○						
	生徒指導力	2. 児童生徒の生活態度を指導し、規範意識を醸成することができる。	○						
	特別支援教育力	3. 児童生徒の学習困難を把握し、適切な支援を行うことができる。	○						
	担任力（総合）	4. 児童生徒の学習意欲を高め、主体的な学習活動を引き出すことができる。	○						
担任力 （学級・学年・教科経営）	学習指導力	5. 児童生徒の学習意欲を高め、主体的な学習活動を引き出すことができる。	○						
	生徒指導力	6. 児童生徒の生活態度を指導し、規範意識を醸成することができる。	○						
	特別支援教育力	7. 児童生徒の学習困難を把握し、適切な支援を行うことができる。	○						
	担任力（総合）	8. 児童生徒の学習意欲を高め、主体的な学習活動を引き出すことができる。	○						
担任力 （学級・学年・教科経営）	学習指導力	9. 児童生徒の学習意欲を高め、主体的な学習活動を引き出すことができる。	○						
	生徒指導力	10. 児童生徒の生活態度を指導し、規範意識を醸成することができる。	○						
	特別支援教育力	11. 児童生徒の学習困難を把握し、適切な支援を行うことができる。	○						
	担任力（総合）	12. 児童生徒の学習意欲を高め、主体的な学習活動を引き出すことができる。	○						
担任力 （学級・学年・教科経営）	学習指導力	13. 児童生徒の学習意欲を高め、主体的な学習活動を引き出すことができる。	○						
	生徒指導力	14. 児童生徒の生活態度を指導し、規範意識を醸成することができる。	○						
	特別支援教育力	15. 児童生徒の学習困難を把握し、適切な支援を行うことができる。	○						
	担任力（総合）	16. 児童生徒の学習意欲を高め、主体的な学習活動を引き出すことができる。	○						

「山形県教員「指標」」
R6.3 改正 山形県



◆「教員が身に付けるべき発達障がいに係る専門性の指標」の活用

「教員が身に付けるべき発達障がいに係る専門性の指標」は、山形県教員指標を踏まえ、県教育委員会が主催する研修と国立特別支援教育総合研究所作成のコンテンツによる研修を体系的に整理して作成したセルフチェックシートです。各学校においては、個々の教員の研修ニーズやキャリアステージに合わせた研修の受講が促されるよう、積極的な活用の働きかけをお願いします。

「教員が身に付けるべき発達障がいに係る専門性の指標」
R7 山形県



<校内研修例>

- 通常の学級における学びの困難さに応じた指導の工夫
- ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり
- 事例に学ぶ合理的配慮
- 本人・保護者に寄り添った指導・支援
- 発達障がいを含む障がいの理解
- ICTの効果的な活用
- 交流及び共同学習、心のバリアフリー教育 など

ニーズ、キャリア
ステージに応じた
OJTの推進

〈校内研修に活用できる資料〉目的別一覧

目的	研修資料（リーフレット・コンテンツ）/下段：URL	二次元コード
通常の学級の授業づくり	ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり（県センターwebサイト） https://www.yamagata-c.ed.jp/file/754	
	ICT活用授業報告（県センターwebサイト） https://www.yamagata-c.ed.jp/ICTutilization	
	特別な支援が必要な児童生徒に気づくためのチェックリスト（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/700027/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/tokubetsu/tyekkurst.html	
	クラスでできる支援ヒント集（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/700027/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/tokubetsu/hintotsyu.html	
	インクルDB（合理的配慮実践事例データベース）（国特総研webサイト） https://inclusive.nise.go.jp/	
	学びラボ（インターネット講義配信）（国特総研webサイト） https://labo.nise.go.jp/Elearning/View/Login/P_login.aspx	
	特別支援教育でICTを活用しよう（国特総研webサイト） https://www.mext.go.jp/content/1422477_1_2_2.pdf	
	特別支援学級ハンドブック（県センターwebサイト） https://www.yamagata-c.ed.jp/plugin/databases/detail/1/285/385#frame-285	
特別支援学級の授業づくり	自立活動の授業づくりに向けて（県センターwebサイト） https://www.yamagata-c.ed.jp/file/1509	
	知的障がい特別支援学級における自立活動の実践事例集（県センターwebサイト） https://www.yamagata-c.ed.jp/file/1508	
障がいの理解等	「個別の教育支援計画」の作成と活用例（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/700027/tokubetusien/kobetunokyousienkeikaku.html	
	「通級による指導」について（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/700027/tokubetusien/r3tukyu.html	
	「県立高等学校における特別支援教育について」（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/700027/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/tokubetsu/kenritsu-tokushi.html	
	「高等学校向け個別の教育支援計画、個別の指導計画の様式例」（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/700027/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/tokubetsu/kenritsu-tokushi.html	
	「共生社会の形成に向けた交流及び共同学習の推進」（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/documents/25967/kyouseishakainokeisei.pdf	
	「管理職がリードする交流及び共同学習の推進」（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/documents/25967/kannrishoku.pdf	
	「共生社会を目指す実践事例」（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/documents/25967/jissenjirei.pdf	
	「学校間交流実践事例紹介」（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/documents/25967/r703gakkoukankouryu-leaf.pdf	
	「切れ目ない支援で、子どもの自立と社会参加を目指す」～家庭、教育、医療、福祉、保健、労働等との連携実践事例～（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/700027/bunkyo/kyoiku/shingakushien/202005144381522325.html	

②校内研修を効果的に行うために

ア 関係機関のコンテンツの活用

☆学びラボ及び支援教材ポータル

「学びラボ」
国立特別支援教育総合研究所



学びラボとは、独立行政法人国立特別支援総合研究所(NISE)が行っているインターネットによる講義配信で、障がいのある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質能力向上を図る主体的な取組みを支援することを目的としているものです。

オンデマンド型ですので、いつでも、どこでも、視聴することが可能です。コンテンツも非常に充実しており、「通常の学級における学びの困難さに応じた指導」は、小、中・高等学校の各教科の動画もあります。また、「特別支援教育コーディネーターになったら」等、それぞれの立場に応じたコンテンツも用意されており、各学校、また、立場や役職等のニーズに合わせて選択することもできます。

このほか、一つ一つのコンテンツがおおよそ 15～30 分程度の動画となっているため各学校での校内研修では、短い研修を定期的に行ったり、いくつかの内容をパッケージにして研修したりするなど、各校のニーズや実情に応じた工夫をすることで研修を効果的に進めることができます。公的機関のコンテンツや資料をうまく活用し、効果的な研修を推進しましょう。

「支援教材ポータル」
国立特別支援教育総合研究所



支援教材ポータルは、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの状態や特性などに応じた

支援機器等教材に関する活用方法や取組事例などの情報提供ポータルサイトです。

校種、障がい種・特性、教科を選択することで、ニーズに応じた「実践事例」「教材・支援機器」にアクセスすることができます。ICTを活用した好事例等、様々な実践事例を参考に、教材研究、授業づくりに関する研修に、効果的な活用ができます。

イ ユニバーサル視点を取り入れた授業づくり

「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック活用リーフレット」には、UDの視点を取り入れた研修や学校研究の進め方についても記載されています。

すべての児童生徒が分かる喜びや学ぶ意義を実感できる授業を目指し、学校のニーズや現在の研修体系を踏まえ、積極的に取り入れていきましょう。

UDの授業づくりのポイント

「すべての児童生徒がわかる喜びや学ぶ意義を実感できる授業」

「配慮を要する児童生徒には『ないと困る支援』で！他の児童生徒にも『有効な支援』を！」

小・中・高の通常の学級では、発達障がいをはじめ、多様なニーズのある児童生徒が学習しています。

教育的ニーズに応じた配慮を要する児童生徒に適切な支援や配慮を行うとともに、すべての児童生徒の「確かな学力」の育成に向け、「UDの視点を取り入れた授業づくり、学級づくり」の必要性が、より増しています。

段階的な 支援体制づくり

第3次支援 (より実態に合わせた個別の指導)
特別な支援を必要とする児童生徒のニーズに対応

第2次支援 (学級での個別の配慮)
配慮を要する児童生徒のニーズに対応

第1次支援 (学級でのUDの視点を取り入れた授業)
すべての児童生徒のニーズに対応

視覚化

言葉の指示だけでなく、効果的に視覚情報を活用する。

⇒学習の流れを示すことで見通しが持て主体的に取り組むことができる。目に見えない感情等を可視化することで、理解を助けたり、深めたりすることができる。

焦点化

ねらいや活動をしぼり、何を学習するのか明確にする。

⇒ねらい(身に付けさせたい力)を明確にすることで、児童生徒にとって分かりやすい授業を展開できる。

共有化

学習形態や交流方法を工夫し、互いの考えや思いを伝えられるようにする

⇒グループ・ペアでの交流、ワークシートや付箋を使い考えを整理する活動を通し、自分の考え、理解を深めることができる。

目指す授業は、みんなが分かる、
みんなができる授業

UDの視点を取り入れた授業づくり

「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」
H25 山形県



「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック活用リーフレット」H27 山形県



◇全ての児童生徒の分かる・できるを目指して

「ユニバーサルデザイン(UD)の7つの視点一覧表」を活用して、日頃の授業を振り返ります。児童生徒の実態、教科の特性、指導場面などに合わせて、授業改善に必要と思われる視点及び項目を選択し、できるところから「UDの視点による手立て」についてアイデアを練ります。

ユニバーサルデザイン(UD)の7つの視点一覧表		小・中・高 共通			
複写可 本ページをコピーして、日常・単元・本時における学級づくりや授業づくりについて振り返ってみましょう。					
学級づくり	1 教室環境		日常	単元	本時
	■学級担任				
	① 教室の整理整頓の仕方を決めて指導している。(学級のもの・個人のもの)				
	② 児童生徒の実態に合わせた座席の位置を決めて指導している。				
	③ 学習時の視覚刺激の量に配慮している。(前面の黒板とその周囲、壁面の掲示物の精選など)				
	④ 一週間や一日の予定などのスケジュールを見やすく掲示して指導している。				
	⑤ 急な連絡や予定の変更は、視覚的にわかりやすく伝えている。				
	■教科担任				
	② 児童生徒の実態に合わせた座席の位置を決めて指導している。				
	③ 学習時の視覚刺激の量に配慮している。(前面の黒板とその周囲、壁面の掲示物の精選など)				
授業づくり	2 学習や生活のきまり		日常	単元	本時
	■学級担任				
	① 学習活動のきまりをわかりやすく定めて指導している。(「聞くこと」、「話すこと」、「書くこと」など)				
	② 学級生活のきまりをわかりやすく定めて指導している。(時間のきまり、清掃や昼食時のきまりなど)				
	③ ①②について、児童生徒の実態を振り返り、必要に応じて見直しを図りながら指導している。				
	■教科担任				
	④ 担当教科の学習活動のきまりは、学級・学年・学校のきまりを踏まえて、わかりやすく定めて指導している。				
	3 関係づくり		日常	単元	本時
	■学級担任				
	① 児童生徒の理解、児童生徒同士の関係の把握のために、観察・記録を大切にしている。				
② 児童生徒同士が学級のことや友だちのことについて話し合える場をつくるなど、かわり合える工夫をしている。					
③ 時・場・相手などに応じたコミュニケーションの仕方について指導している。					
④ 児童生徒の問題やトラブルについて、本人又は保護者との相談を通し、その望ましい在り方を指導している。					
■教科担任					
⑤ 教科のねらいを達成するために、学級ごとの特性を把握して指導している。					
授業づくり	4 授業の構成		日常	単元	本時
	■学級担任 ■教科担任 共通				
	① 単元や本時の初めに、学習の流れを提示し、見通しを持って取り組めるようにしている。				
	② 教科書、ノートやファイル、学習用具の準備について指導している。				
	③ 導入では、興味・関心を高め、動機づけを図る工夫をしている。				
	④ わかりやすく主体的に取り組めるような課題設定を行い、自力解決のための思考の手がかりを持たせている。				
	⑤ 展開では、主体的な学びを保障するための学習活動の時間配分を工夫している。				
	⑥ ペア学習、グループ学習、一斉学習など、ねらいに応じて様々な学習の形態を工夫している。				
	⑦ 集中力を高めたり気分を切り替えたりする活動を取り入れるなどの工夫をしている。				
	⑧ まとめでは、「わかった」、「できた」という満足感・達成感を実感できる活動を工夫している。				
授業づくり	5 教師の話し方、発問や指示		日常	単元	本時
	■学級担任 ■教科担任 共通				
	① 児童生徒の頑張りや認め、肯定的な表現で話しかけている。				
	② 話し始める前に、興味を引く工夫をしている。(タイミング、立つ位置、前置きなど)				
	③ 全体への発問や指示、個別の声かけや確認などの支援の仕方を工夫している。				
	④ 児童生徒にわかりやすい発問や指示になるように工夫している。				
	6 板書、ノートやファイル		日常	単元	本時
	■学級担任 ■教科担任 共通				
	① 授業の流れや内容がわかるように板書の構成を工夫している。				
	② 教室の後ろの児童生徒からも見えるような文字の大きさ、行間になっている。				
③ 大事なところがわかるように工夫して示している。(チョークの色、ラインや囲み、矢印や記号、掲示物の活用など)					
④ ノートに取りやすい板書の仕方を工夫している。(スピード、タイミング、間など)					
⑤ ノートの取り方やファイルの整理の仕方を指導している。					
授業づくり	7 教材・教具		日常	単元	本時
	■学級担任 ■教科担任 共通				
	① 提示する内容をよりわかりやすくするための教材・教具を工夫している。(具体物・写真・絵・動画、ICT(視聴覚)機器など)				
	② 児童生徒の発達段階に応じて、材料、道具、用具を準備して活用している。				
	③ 学習で使うプリントやワークシートは、読みやすく書きやすいように工夫している。				
	④ 児童生徒の実態に合わせた対応ができるような教材を準備している。(基礎や応用、発展など)				
	授業改善への活用の仕方については、前ページのUDの7つの視点を取り入れた授業づくり(その1)～(その8)を参照ください。				
	山形県教育センター 				

(ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック H25 山形県教育センター)

UDの7つの視点による手だては数多く行うことを目指すのではなく、学級の実態、教科の特性、授業のねらいなどに合わせ、必要性を吟味し、取捨選択することが重要です。



(ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック H25 山形県教育センター)

多様なニーズのある児童生徒が学習している通常の学級において、「UD」は授業づくりの基本と言えます。

「山形県指標」【教諭用A】の指標の一つ(「特別支援教育力」)として、「**ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を行うことができる。**」が示されており、この指標は、**初任時～3年目の始発期**における重点項目となっています。

ユニバーサルデザインの授業づくりは、**第1次支援(学級全体での指導や支援)**にあたります。(本手引 p19 参照)

学級のすべての児童生徒の学びを考えた時、学習の見通しが持てない児童生徒の状況を想定してUDの視点で本時のねらいを焦点化することは、配慮を要する子には「**ないと困る支援**」となります。また同時に、学力の高い児童生徒にとっては、より課題を掘り下げた深い学びを期待することが考えられ、「**有効な支援**」となります。

UDの視点を踏まえた授業づくりは、質の高い学びを実現し、新しい時代に必要となる資質・能力の育成するための個別最適な学びと協働的な学びの実現にも資するものです。

多様性を認め合う雰囲気学級に醸成されると障がいのある子どもの特性の理解や特別な支援の理解が進みやすくなります。

UDによる授業づくりと合わせ、「多様なものの見方・考え方を育てる教育活動の展開」「多様性を認め合い、学び合う、支え合う学級経営」が大切です。

③特別支援学校教諭免許状の取得促進、長期研修への参加の促進

特別支援学級や通級による指導の担当教員は、教育職員免許法上特別支援学校教諭免許状の所持は必要とされていませんが、特別支援教育に携わる教員として専門的な知識・技能を身に付け、自信を持って指導に当たれるよう、免許法認定講習等の受講促進を図りましょう。

また、将来の特別支援教育の核となる人材育成に向け、若年層の教員へ長期研修等に積極的な参加を促すなど、校長の人事マネジメントによる計画的な人材育成を行いましょう。

④特別支援教育に携わる経験の拡大

特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について(通知)

○全ての教師が、特別支援教育に関する理解を深め、専門性を持つことが重要。

○全ての新規採用職員が概ね 10 年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずるよう努めること。

(文部科学省初等中等教教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知 令和 4 年 3 月)

上記通知を踏まえ、校長の人事マネジメントにより、どの教員も特別支援学級や通級による指導での指導にあたる経験を拡大していくことが重要です。

特別支援学級の担任や通級による指導の担当の他、特別支援学級の授業(年間を通して)を担当したり、T・Tによる指導のサブティーチャーを担当したりすることも、特別支援教育に携わる経験の拡大につながります。

<重要ポイント>

- 校長は、特別支援教育コーディネーターと連携し、特別支援教育に係る研修を全ての教員を対象として、積極的かつ計画的に企画し、校内研修を充実させ、全ての教員の専門性の向上を図る。
- 研修を企画する際は、公的機関のコンテンツを有効活用するなどし、効率的な実施・運営に努めるとともに、個々の教員の研修ニーズに応じた機会や資料等を提供する。
- 校長の人事マネジメントにより、特別支援教育に携わる経験の拡大を図るとともに、特別支援教育に係る免許の取得促進、長期研修等への積極的な参加の促進を図る。

(5) 地域・保護者への丁寧な説明

特別支援教育を推進するためには、校内の支援体制を整備するとともに、保護者に広く周知する必要があります。校長は、PTA総会や学校経営説明会等、様々な機会を通し、保護者に対し、特別支援教育の正しい理解と自校の支援体制について説明し、理解推進を図ることが重要です。

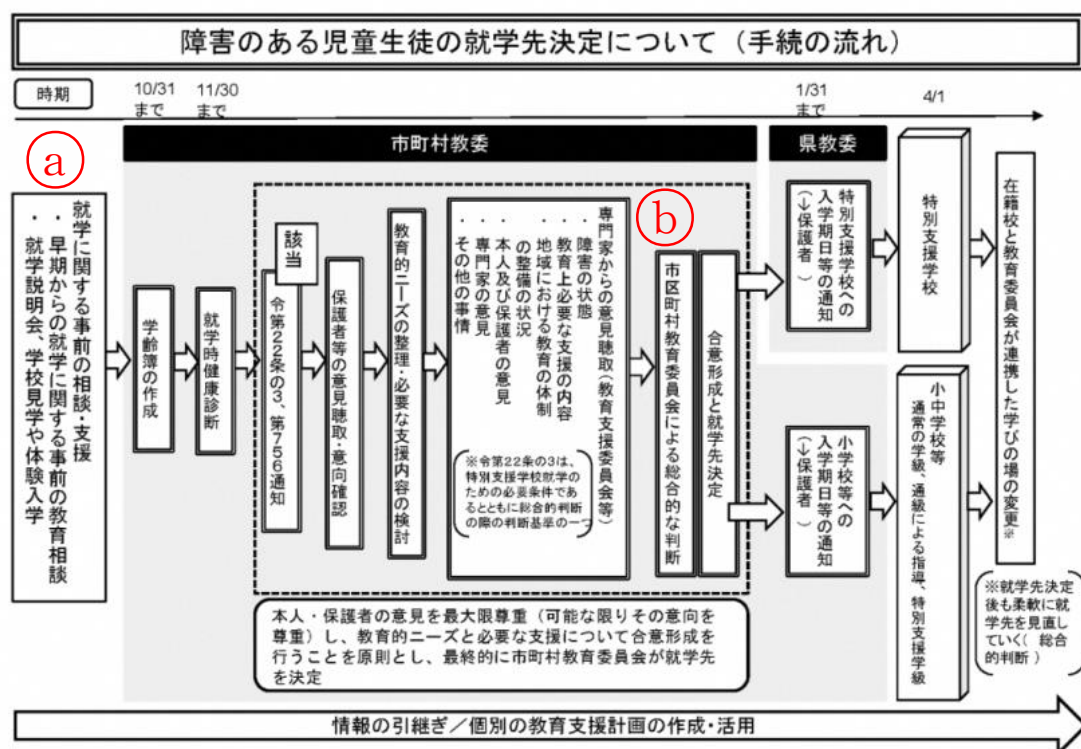
また、校長は、保護者との連絡調整の窓口を担う特別支援教育コーディネーターが、保護者からの相談に気軽に応じたり、保護者会や面談に参加できる体制を整えたりし、保護者と学校が協働して児童生徒を支援する環境づくりに努める必要があります。併せて、個別の教育支援計画は、本人、保護者の同意を得て、一緒に作成するものであり、保護者からの協力は欠かせません。実際の支援においても保護者との協働した取組みが大切です。

保護者・地域との連携・協力を深めながら児童生徒の成長を実現するためには、学びの場の検討と合理的配慮の提供、基礎的環境整備、地域・各学校間の交流が欠かせません。

①教育支援について

ア 就学先の決定

平成 25 年 9 月に学校教育法施行令が一部改正され、障がいのある生徒の就学先決定の仕組みが見直されました。就学先の決定は、本人・保護者の理解を得て、円滑に行うことが重要です。早期から、本人の教育を第一に考え、丁寧な情報提供、ニーズの把握、合理的配慮の検討が必要となることから、計画的に進める必要があります。



（障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

令和 4 年 2 月文部科学省）

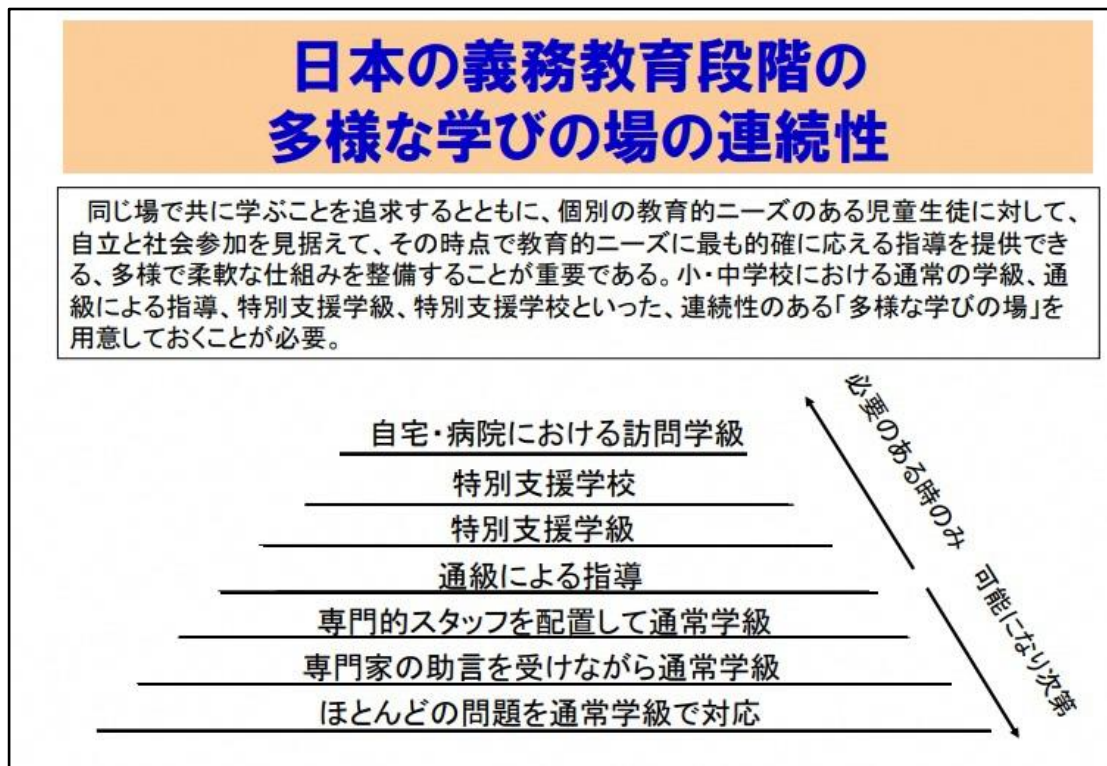
① 市町村教育委員会が、本人・保護者への十分な情報提供と意見の聞き取りをします。

② 「教育支援委員会」等を開催して専門家の意見を聞きます。

それらの情報をもとに、本人・保護者、学校との「合意形成」を図り、最終的に市町村教育委員会が就学先（小・中学校または特別支援学校）を決定します。

イ 学びの場の柔軟な見直し

就学後も継続した教育支援を行う必要があります。子どもが十分な教育を受けることができるよう、その時々¹の教育的ニーズを踏まえて、**最も適した学びの場**について検討していきましょう。就学時のみならず、就学後も、就学先での適応状態や障がいの状態の変化、地域の教育の体制整備の状況等を把握することが重要です。



（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(報告) 平成 24 年 7 月
中央教育審議会初等中等教育分科会)

◇教育的ニーズに最も適した学びの場を検討する視点

- ・ 必要な教育が十分に受けられているか。
- ・ 学習内容が分かり、学習活動の中で、達成感や充実感を味わえているか。

「教育的ニーズ」の観点

- ①障がいの状態
- ②必要な指導(自立活動の指導内容等)
- ③合理的配慮を含む必要な支援

◇見直しのプロセス

- ・ 教育的ニーズの変化の的確な把握
- ・ 継続的な教育相談の実施
- ・ 在籍校と教育委員会の連携

学校や学びの場の見直しにおいても、本人及び保護者、市町村教育委員会、学校の間で、合意形成が図られた後、最終的に市町村教育委員会が決定します。

(参考) 山形県特別支援学校一覧は p73

②合理的配慮と基礎的環境整備

「合理的配慮」とは、「障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が**必要かつ適当な変更・調整を行うこと**であり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**」とされています。

合理的配慮を提供しないことは、障がいを理由とする差別に含まれるとされ、平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法では、合理的配慮の不提供は禁止事項とされています。

合理的配慮の提供には、**診断書や各種手帳の所持は必要ありません**。どの学びの場においても、特別な支援を必要とする全ての児童生徒が合理的配慮提供の対象者となります。

◆合意的配慮の決定・提供におけるポイント

ア 合理的配慮の検討、合意形成までの手順

- ①本人・保護者からの意向を受け、内容を確認する。（共感的態度で対応）
 - ②障がいの状態や教育的ニーズから、必要な配慮を検討する。（児童生徒の興味・関心、学習上又は生活上の困難等の実態把握、校内委員会での検討）
 - ③決定にあたっては、建設的対話を通し、合意形成を図る。
 - ④過度の負担により難しい場合でも代案等を提示するなどし、可能な限り合意形成を図る。また、必要に応じて、学校の設置者等との連携や特別支援学校のセンター的機能を活用する。
- ※特別な支援を必要とする児童生徒本人、保護者からの合理的配慮に係る意思表示の有無に関わらず、合理的配慮の提供が必要な場合はその提供を行います。

イ 評価・見直し

合意形成した合理的配慮を、「個別の教育支援計画」に明記し、関係者間で共有します。評価・見直しは、「十分な教育を提供できているか」の観点から行います。

合理的配慮は、発達の種類や適応の状態等によって変わるものであることから、柔軟な見直しが求められます。個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用し、PDCAサイクルにより、適宜見直しを図ります。また、**切れ目ない一貫した支援が行われるよう、合理的配慮の内容を進級、進学時は確実に引き継ぐことが大切です**。

障がいのある子どもが通常の学級で学ぶことができるよう、可能な限り配慮していくことが重要である一方、合理的配慮によっても、学習上又は生活上の困難が改善されない場合もあります。実態に応じた適切な指導及び必要な支援を受けられるようにするためには、本人及び保護者の理解を得ながら、通級による指導など多様な学びの場を活用した柔軟な指導を行うことも必要です。

【合理的配慮】の観点（１～３観点、①～⑪項目）

１ 教育内容・方法

- ＜教育内容＞ ①学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
②学習内容の変更・調整

＜教育方法＞ ③情報・コミュニケーション及び教材の配慮

④学習機会や体験の確保

⑤心理面・健康面の配慮

２ 支援体制

⑥専門性のある指導体制の整備

⑦幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

⑧災害時等の支援体制の整備

３ 施設・整備

⑨校内環境のバリアフリー化

⑩発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・整備の配慮

⑪災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

＜合理的配慮の例＞

- ・「読む」ことに困難のある児童生徒…タブレットの音声読み上げ機能の使用、ふりがなをふる、文字の拡大、フォントの変更。
- ・「書く」ことに困難のある児童生徒…板書をタブレットで撮影し、印刷したものをノートに綴じる。タブレットをノート代わりに使用。
- ・「指示理解」に困難のある児童生徒…指示を絵やカードなどでの視覚的に示す、ひとつずつ伝える、個別に説明する。
- ・聴覚過敏な児童生徒…イヤーマフ（耳全体を覆う防音保護具）を付けて生活する。

インクルDBについて

本サイトには、大きく３つのコンテンツがあります。

『「合理的配慮」実践事例データベース』は、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例について検索するシステムです。

『相談コーナー』では、都道府県・市区町村・学校からのインクルーシブ教育システム構築の相談を行っています。

『関連情報』では、インクルーシブ教育システム構築に関連する様々な情報を掲載しています。



「合理的配慮」実践事例データベース

実践事例データベース

＜実践事例データ 計 590件＞

【事例を閲覧・活用される際の留意事項】

【インクルDBリーフレット（カラー印刷）】

関連情報

法令・通知・用語等

法令・施策や関連用語の解説など

Q&A

合理的配慮の具体について検討する際は、以下の国立特別支援教育総合研究所のホームページに開設されている「合理的配慮」実践事例データベース（インクルDB）が、参考になります。また、校内研修で利用できる資料も多数掲載されています。

「インクルDB」
国立特別支援教育総合研究所



◆基礎的環境整備とは

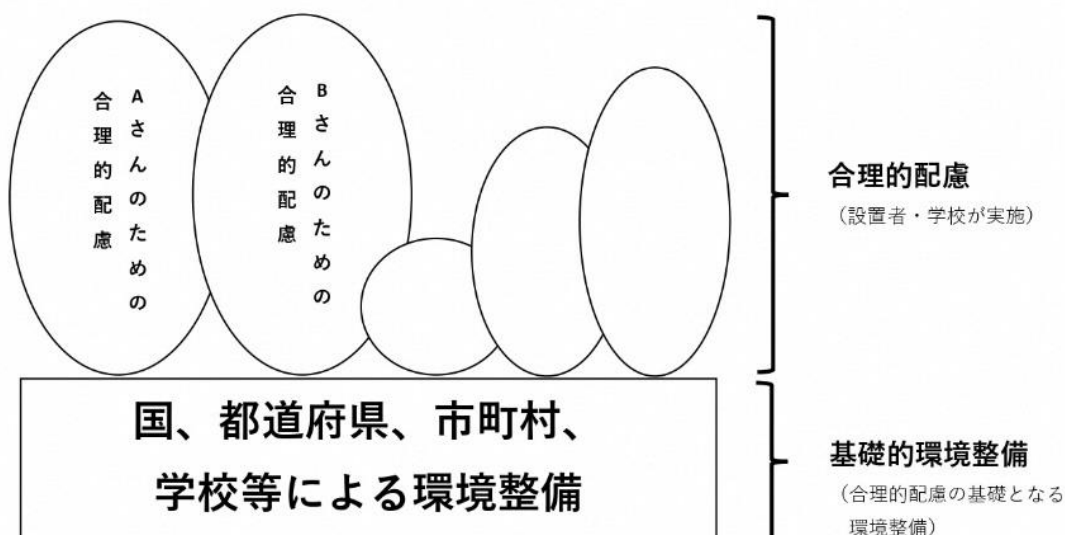
「基礎的環境整備」とは、「合理的配慮」の基礎となる教育環境を整備することです。合理的配慮の充実を図る上で、基礎的環境整備の充実は欠かせません。国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みとし、基礎的環境整備の充実を図っていく必要があります。

(例:特別支援学級の設置、エレベーターの設置、特別支援教育支援員の配置 等)

基礎的環境整備は、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要があります。合理的配慮は、基礎的環境整備を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における基礎的環境整備の状況により、提供できる「合理的配慮」は異なることとなります。

<基礎的環境整備の8観点>

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員・支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進



③交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習とは、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、一緒に参加する活動であって、

○相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面

○教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面

の2つの側面があり、両者は分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

小学校学習指導要領(第1章総則第5の2のイ)

他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

※中学校、高等学校学習指導要領も同様の記載

交流及び共同学習を積極的に進めることは、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義を有すると共に、多様性を尊重する心を育むことができます。

実施に当たっては、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごしていることが重要です。

より効果的な学習となるよう、児童生徒の発達段階やニーズに応じ、学校や地域の特色を生かしながら、交流方法等を工夫した多様で効果的な交流及び共同学習を展開していく必要があります。

交流及び共同学習を推進することは、各学校の教育活動が活性化されるとともに、子ども達が幅広い体験を得、視野を広げることで、豊かな人間形成に資することが期待されます。

＜交流及び共同学習を展開する際のポイント＞

「交流及び共同学習ガイド」 H31.3 文科省
(p71、資料③)

1 関係者の共通理解

- ・ 学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

2 体制の構築

- ・ 校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

3 指導計画の作成

- ・ 交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。
- ・ 単発のイベントやその場限りの活動ではなく、継続的な取組として年間指導計画に位置付ける。

4 活動の実施

- ・ 事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
- ・ 障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。
- ・ 事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。

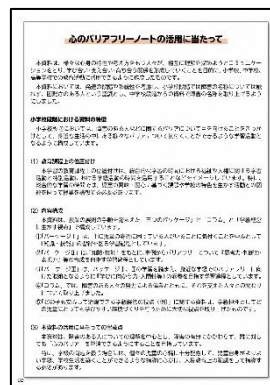
5 評価

- ・ 活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- ・ 活動直後の状況だけではなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。

◆「心のバリアフリー」の推進

平成 29 年に閣議決定された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」では、共生社会形成に向け、「心のバリアフリー」を実現するための施策を展開する重要性が示されました。その中では、学校教育における取組みとして、①全ての子ども達に「心のバリアフリー」を指導、②全ての教員等が「心のバリアフリー」を理解、③障がいのある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開などが示されています。

交流及び共同学習により、障がいのある人との触れ合い等の体験活動を通じて、頭で理解するだけでなく、感性としても「心のバリアフリー」を身に付けていくことが大切です。また、お互いの良さを認め合い協働していく力を養えるよう、多様性を認め合う学級経営、多様なものの見方・考え方を育てる教育活動(特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間)といった「心のバリアフリー」の実現に向けた取組みを一体的に推進していく必要があります。



「心のバリアフリーノート」
R 元。II 文部科学省



<重要ポイント>

保護者・地域との連携・協力を深めながら児童生徒の成長を実現するためには、学校として説明責任を果たし、学びの場の検討や合理的配慮・基礎的環境整備、各学校間の交流を推進する必要があります。

1 教育支援—学びの場の検討

- 早期からの計画的な実施
- 丁寧な情報提供、ニーズの把握、合理的配慮の検討
- 適応の状態や障がいの状態の変化を踏まえ、最も適した学びの場の継続的検討

2 合理的配慮

- 本人・保護者の意向を尊重、教育的ニーズに基づく検討
- 建設的な話し合いによる丁寧な合意形成
- 関係者の共通理解、評価・見直し

3 交流及び共同学習の推進

- 「それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごしていること」が重要。
- 校長のリーダーシップの下、学校全体で推進。計画的、継続的な実施。
- 実施に当たって、丁寧な事前事後学習により、意義・ねらいの理解、振り返りを行う。(幅広い体験、豊かな人間形成)

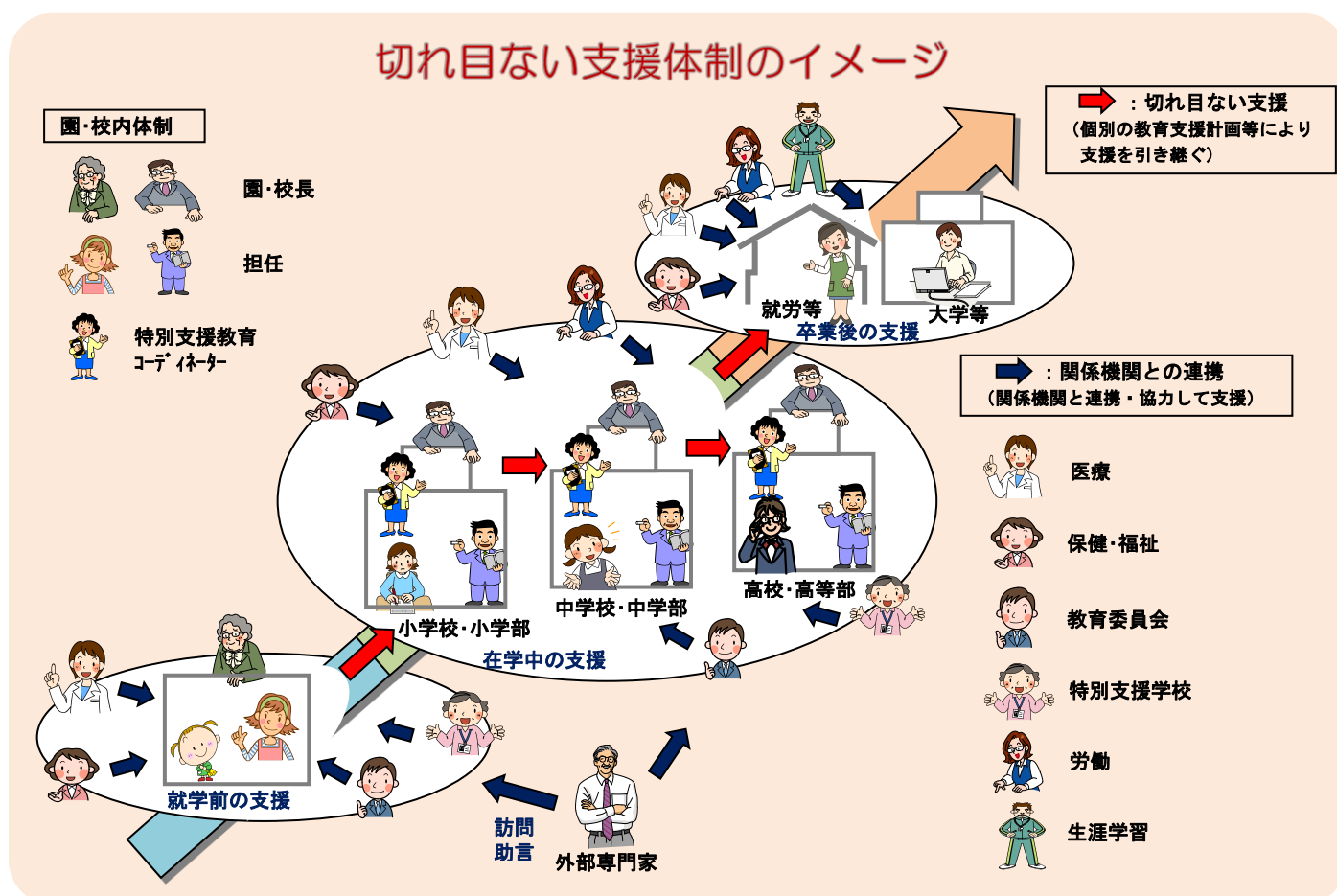
(6) 関係機関との連携

①切れ目ない支援

発達障がいを含めた障がいのある子どもやその保護者が、地域で切れ目なく支援を受けることができるようにするためには、医療、福祉、保健、労働といった関係機関と緊密な連携が不可欠です。

校長は、各関係機関への依頼や相談、特別支援学校のセンター的機能の活用により、助言を得ようとする際、特別支援教育コーディネーターに、連携の仕方等の具体的な指示を行い、連携が円滑に進むようにすることが重要です。医療、福祉、保健、労働等の関係機関と支援に必要な情報を共有し連携して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図りましょう。

幼児期から卒業後までを見通した指導・支援を行うためには、「個別の教育支援計画」が有効なツールになります。随時、支援を評価、改善し、ライフステージに応じた適切な支援を目指すとともに、関係機関と連携・協力し合ってチームで児童生徒を支援していきましょう。



②個別の教育支援計画の作成、活用、引継ぎ

個別の教育支援計画は、「就学前から高等学校卒業後までを通じて、一貫して適切な教育的支援を行うこと」を目的として、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等、関係機関との連携を図り、長期的な視点(就学前～高等学校卒業)で児童生徒に教育的支援を行うために、作成します。

平成30年8月に、学校教育法施行規則の改正が行われ、「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ることが示されました。

児童生徒の障がいの多様化が進む中で、関係機関が提供している支援の内容や子どもの情報を共有するなどの連携を図りながら支援することは、とても重要です。

特別支援教育コーディネーターは、保護者や学級担任、関係機関との連携の要になるとともに、学校の特別支援教育の推進役として、校内委員会の活性化や作成した個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用に努めることが大切です。

個別の教育支援計画を作成するだけでなく有効に活用して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実、そして確実な「引き継ぎ」が重要です。

ア 作成対象

- i 特別支援学校に在籍する児童生徒
 - ii 特別支援学級に在籍する児童生徒
 - iii 通級による指導を受ける児童生徒
 - iv 通常の学級に在籍し、
- } **必ず作成**

学習・生活上特別な教育的支援が必要な児童生徒 → **作成・活用に努める**

(H30.8 学校教育法施行規則一部改正)

※県では、これらの計画は障がいのある児童生徒の支援に必要なかつ有効なものであることを踏まえ、努力義務となっている通常の学級に在籍する児童生徒についても、特別支援教育推進プラン等で取り上げながら、作成を推し進めてきました。

イ 作成・活用するメリット

- 児童生徒や保護者の願いを踏まえつつ、将来を見据えた長期的な視点に立ち、目標を明確にして支援できる。
- 定期的に見直しを行い、力を発揮するための「効果的な支援方法(うまくいっているところ、「こうすればうまくできる」という方法など)」を蓄積できる。
- 関係者と必要な情報を共有し、それぞれの役割を明確にすることにより、チームで支援できる。
- 学びの場が変わるときは、「合理的配慮」を含む支援・情報を進学先などに丁寧に引き継ぐことで、切れ目なく継続的な支援ができる。

個別の教育支援計画(例)

個別の教育支援計画(高校)									
★プロフィール★ (学校名 ○○高校)									
ふりがな	やまがた	たろう	性別	年	組	生 年 月 日			
氏名	山形	太郎	男	1	2	平成	年	9 月	1 日 生まれ
住所	山形市○○町○番○号					連絡先	023	-	630 - 1234
ふりがな	やまがた	じろう	父	母	兄	緊急連絡先	080	-	1234 - 5678
保護者氏名	山形	次郎	同居家族	父	母	(携帯電話)	-	-	-
★支援の方向性★									
本人・保護者の願い(進路希望等)									
本人	・コンピューターの専門学校に進みたい。 ・部活動を3年生まで続けたい。					保護者	・クラスメイトや部活動の仲間と、良好なコミュニケーションをとってほしい。 ・目標である専門学校への進学をしてほしい。		
現在の生徒の様子									
学校の様子					家庭の様子				
・特定の物事に関して、集中力を発揮し、最後までやり遂げる。 ・パソコン操作が得意である。 ・自分の興味がある分野は積極的に発信する。 ・周囲を気にせず話し続けたり、思ったことをそのまま話したりして、友人とトラブルになることがある。 ・一人でいることが多く見られる。					・興味のあること(ネットゲーム)に集中すると、時間を忘れてやり続ける。 ・自分の思い通りにいかないことがあると、イライラし、好ましくない発言をする。				
支援の目標(長期)									
高校 3学年時 まで ・自分なりのクールダウンの方法を身に付け、イライラせずに生活することができる。 ・相手の心情を考えて、言葉を選び話そうとすることができる。									
学校の支援(合理的配慮)					家庭の支援				
・他者と協力して物事を行う場面や他者を困惑させる行動をとりそうな場面を想定し、望ましい行動を教える。 ・自分の気持ちのコントロールが難しい時のために、クールダウン用の別室を用意しておく。					・インターネットやネットゲームは、1日90分以内とする約束を決める。				
作成日 令和 5 年 4 月 24 日 < 新規 更新 回 >									
学校長名 出羽 三郎									
作成者(職・氏名) 担任 ・ 山形 花子									
(○) 私は、上記内容に同意します。									
(○) 私は、上記内容に同意し、関係機関への引継ぎも同意します。									
本人氏名 山形 太郎 印					保護者氏名 山形 次郎 印				

★検査結果★				
医療機関等	受診日	ドクター	診断名、病名、配慮、服薬、手帳の有無	診断書の有無
○○病院	H26.5.30	村山Dr	ADHD 療育手帳B(H30.9.1) 毎月1回受診 コンサート服用	○
▲▲医院	H29.7.20	最上Dr	ASDの疑い	
個別の検査	検査日	検査員	検査結果等	
WISC-IV	米沢氏		FSIQ=○○、VC=○○、PRI=○○、WM=○○	
★関係機関の担当者・連絡先・支援内容★				
医療・福祉 (医療機関、児童相談所 相談支援事業所等)	教育 (県教育センター、教育相談所、等)	就労 (就労・生活支援センター、 若者サポートステーション等)	地域、余暇、その他 (NPO法人、フリースペース、サークル等)	
①関係機関の名称	①関係機関の名称	①関係機関の名称	①関係機関の名称	
(担当者名)	(担当者名)	(担当者名)	(担当者名)	
(連絡先)	(連絡先)	(連絡先)	(連絡先)	
(支援内容)	(支援内容)	(支援内容)	(支援内容)	
①関係機関の名称	①関係機関の名称	①関係機関の名称	①関係機関の名称	
(担当者名)	(担当者名)	(担当者名)	(担当者名)	
(連絡先)	(連絡先)	(連絡先)	(連絡先)	
(支援内容)	(支援内容)	(支援内容)	(支援内容)	
★中学校までの支援の経過【具体的な支援・配慮】★				
(学習面)	週2回、通級指導教室で学習。 意見の伝え方を紙面にて掲示したり、個別に確認の時間を設ける。			
(行動面)	気持ちが高ぶっている時は、別室の利用について、本人に確認する。			
(生活面)	長い時間ゲームを続けている時は、約束の声かけをする。			
小学校	月山 小	通級 4年生～6年生(LD、ADHD)	特別支援学級	年生～ 年生 ()
中学校	月山 中	通級 1年生～3年生(LD、ADHD)	特別支援学級	年生～ 年生 ()
★進学先・就職先等への引継ぎ★				
(学習面)				
(行動面)				
(生活面)				
★打合せ・連絡等の記録★				
月日	参加者	協議内容・引き継ぎ事項等		
4月14日	本人・母 担任・学年主任	中学校の支援内容の確認、本人、保護者の願いの確認		

山形県立高等学校(様式)
「県立高等学校における特別支援教育について」



	項目	記入時のポイント
①	本人・保護者の願い	現在又は将来の生活又は学習に関する希望について、本人や保護者の願いを聞き取り、相談しながら記入します。
②	様子	得意なことや好きなことを把握することは、支援の内容を検討する際の手掛かりとなります。
③	目標	支援の目標を長期的な視点から設定します(1～3年程度)。(個別の指導計画では、目標を踏まえ各教科の指導の方向性を具体的に示します。)
④	合理的配慮	「支援の目標」の達成に必要な支援の内容について、本人及び保護者と合意形成した「合理的配慮」を記入します。
⑤	関係機関	一貫した支援を行うため、支援の目標に対し、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関等の役割を明確にします。
⑥	引継ぎ	効果的な支援方法(うまくいっているところ、「こうすればうまくできる」という方法など)や合理的配慮を記入します。担任や学校等が変わっても必要な支援が切れ目なく引き継がれます。

◎「個別的教育支援計画」作成・活用・評価のポイント

Plan 作成

- ・担任等の気付きや本人・保護者からの相談を経て、作成に係る共通理解を図る。
- ・本人の状況や本人・保護者の願い、関係機関との連携状況等について、実態を把握・確認する。
- ・支援の内容については、前籍校等からの引継ぎや「やまがたサポートファイル」の記載等を踏まえ、校内委員会で検討する。
- ・学級担任や特別支援教育コーディネーターが中心となり案を作成し、面談等を通し保護者と相談して一緒に作成する。
- ・支援の目標と合理的配慮
支援の目標は、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点から設定する。1～3年後の姿や卒業後の姿をイメージして設定する。
- ・合理的配慮は、個々の教育的ニーズを踏まえたものとなるよう、教育内容・方法、支援体制、施設設備の3点から検討し、配慮の内容や方法について、本人・保護者と合意形成したものを明記する。
- ・「個別的教育支援計画」をもとに、「個別の指導計画」を作成する。

Do 活用

- ・「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」を、校長が確認のうえ、関係職員が共有、共通理解を図る。
- ・「個別の指導計画」に、学期ごと達成可能な目標をたて、きめ細やかに指導する。
- ・児童生徒の教育的ニーズの変化を把握する。効果的な支援を蓄積する。

Check 評価

- ・評価は長期的な視点で定期的に行う。保護者、関係機関から情報を得た上で、ケース会議等で、複数の関係者により多角的に評価する。
- ・支援の目標、合理的配慮が適切か評価する。どこまで達成できたのか、今後の課題を明確にする。
- ・支援機関との連携は円滑にできているか評価する。

Action 見直し・引継ぎ

- ・評価を踏まえ、目標や支援を見直し、記載を更新する。色ペンでの訂正・加筆も可。
- ・連携する機関が増える場合は、連携の仕方について確認する。
- ・効果的であった支援等について、具体的に加筆し、本人・保護者の同意を得て、進級・進学先、就労先へ引き継ぐ。

※個人情報の保護について

個別的教育支援計画の作成・活用に係る個人情報の取扱いについては、個人情報保護法、自治体における条例等に照らし、十分に配慮する必要があります。事前に情報を共有する関係機関の範囲等について定め、本人・保護者に説明することが大切です。

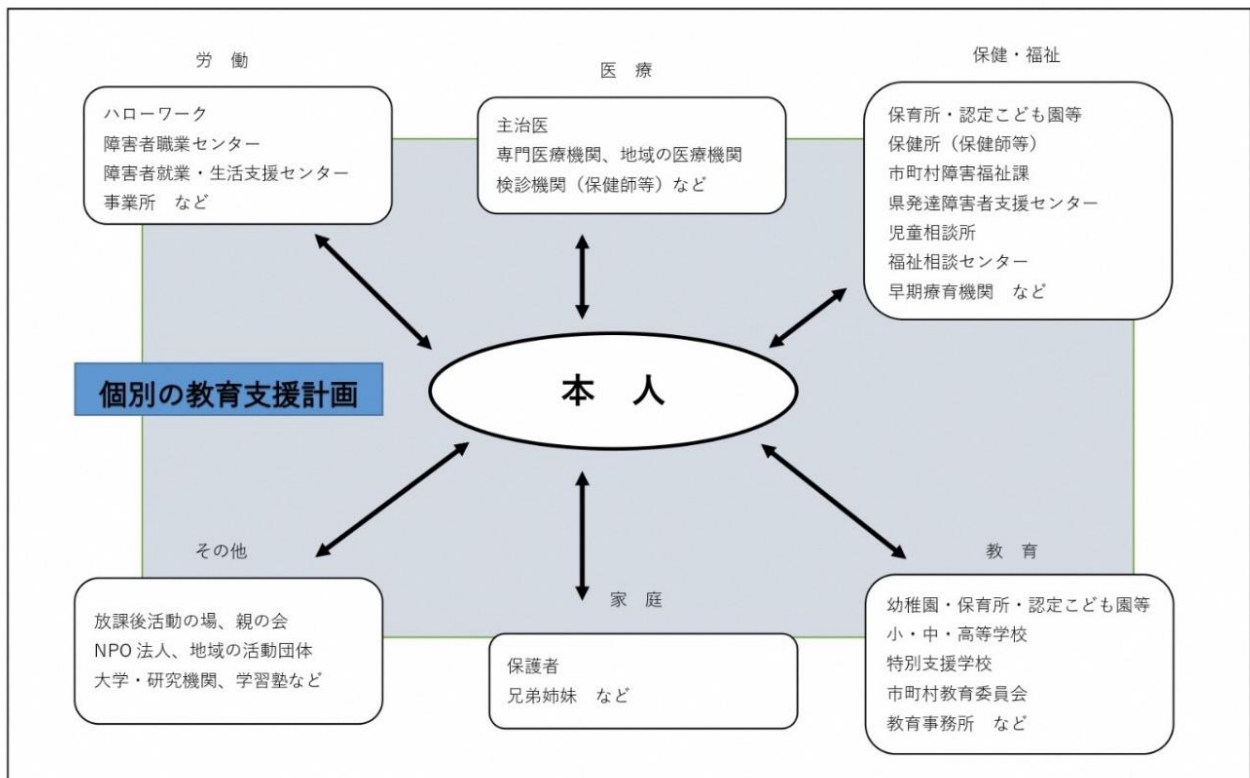
<重要ポイント>

◆確実な引継ぎ（引継ぎの重要性）

- 蓄積した「効果的な支援方法」や合理的配慮を引き継ぐことで、スムーズに新たな学びの場でのスタートを切ることができるようにする。
- それぞれのライフステージにおいて、適切な支援を受けるため、「個別の教育支援計画」等の活用を通して、情報を引き継ぐことは非常に重要である。個別の教育支援計画をツールとして、関係機関との連携や児童生徒に必要な支援に係る引き継ぎが確実に行き、切れ目ない支援につなげる。

ウ 外部関係機関との連携

- ・個別の教育支援計画は、家庭・地域や保健、医療、福祉、労働等、関係する機関が、関わって長期的な視点で作成する計画です。保護者をはじめ、多くの関係機関が関わることで、児童生徒に関する多面的な実態把握や情報収集ができます。他機関と具体的に連携・協働することで、一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた、より具体的な支援につながります。
- ・校長は、学校と関係機関が日頃から緊密な連携を図れるよう、特別支援教育コーディネーターに関係機関との連携の状況を確認したり、連携の仕方に助言したりすることが大切です。



関係機関との連携（秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版）H31 より）

◆医療的ケアについて

「医療的ケアとは」

医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為
(参考:経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射等を含む。病気や怪我の治療のために医療機関で行われる医療行為は含まない。)

「医療的ケア児とは」

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。)

(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の定義)

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、保育所・学校の設置者の責務が明示され、近年、市町村立小中学校への医療的ケア児の就学が増えて(R5.5時点5校5名)おり、今後も増加することが見込まれます。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について

令和3年6月

1 基本理念について

(2) 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない。(p70、資料⑨)

安全・安心な医療的ケアの実施により、医療的ケア児の教育機会の確保・充実を図るためには、保護者、市町村教育委員会、関係機関のよりよい連携が必要です。

- ① 医療的ケア児の就学が見込まれる場合は、市町村教育委員会と連携し、実施体制の整備、実施マニュアルの作成等が必要となります。
- ② 実施にあたっては、保護者への丁寧な説明と連携が大変重要です。
- ③ 特別支援教育課に「医療的ケア指導看護師」が、令和6年度より配置されました。市町村教育委員会からの要請に応じ、医療的ケアに係る助言を行っています。また、県が主催する研修会等への案内や積極的な情報提供を行っていますので、医療的ケアに係り、不明な点がございましたら、お問い合わせください。

山形県教育局特別支援教育課 023-630-3346(医療的ケア指導看護師)

また、令和5年に山形大学医学部内に、山形県医療的ケア児等支援センター(愛称「にこすく」)が設置されました。



山形県医療的
ケア児等支援センター にこすく



お電話からの相談はこころ
023-628-5533
受付時間: 9時～17時



山形県医療的ケア児等支援センターHP

山形県医療的ケア児等支援センターについて

山形県内の医療的ケア児・者と家族、その支援に関わる方(保育所、幼稚園、こども園、学校、訪問看護ステーション、通所施設、福祉施設、行政など)のどなたからでも相談を受け付けます。様々な困り事や不安について伺い、その解決にむけて一緒に考えます。迷われたらまずご相談ください。



③個別の指導計画の作成、活用、引継ぎ

個別の指導計画は、一人ひとりの教育的ニーズに基づいて、指導内容や指導方法、そして支援を具体的に記述するものです。個に応じたきめ細やかな指導をする上で重要なツールです。

特別支援学校の学習指導要領を参考に、教育課程を編成している特別支援学級においても、各校の様式で作成し、個別の指導計画に基づいて指導を行っています。PDCAサイクルに沿って評価し、指導の見直しを行うことが大切です。

ア 作成対象は、個別の教育支援計画同様

イ 個別の指導計画 作成・活用するメリット

- 個々の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にすることで、きめ細やかな指導を行うことができる。また、支援が適切なものだったか検証するなど、より適切な支援への改善ができる。
- 担任、教科担当等指導に関わる教員間で情報を共有し、共通した指導を一貫して行うことができる。引継ぎの資料としても活用できる。

◎「個別の指導計画」作成・活用・評価のポイント

Plan 計画

- 実態把握－学びの様子や既習事項、興味関心 等
- 指導目標の設定
 - ・長期目標(年・学期等)、短期目標(月、単元等)を具体的に設定する。
 - ・複数人による評価を考え、客観的に捉えやすい目標を設定する。
- 指導内容、指導方法の設定
 - ・指導目標を達成するために必要と思われる内容を具体的に設定

学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫については、次頁参照

Do 活用

- ・全ての教職員が計画を共通理解し、学校全体の協力体制の下、組織的に指導
- ・支援の結果、目標等する姿は見られたか等の様子を記録

Check 評価

- ・児童生徒の様子を指導目標に照らし、具体的かつ客観的に評価
- ・教員の指導・支援についても評価

Action 見直し

- ・課題を整理し支援の改善を図る。
- ・必要に応じ、目標を見直したり、修正したりする。

学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫について

(学習指導要領解説 第4章 指導計画の作成と内容の取扱いより)

例)

小学校国語科

文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのか分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具(スリット)を用意する。

小学校算数科、中学校数学科、高等学校数学科

空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や投影図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。

☆どの教科も、「困難さの状態(～の場合)→指導上の工夫の意図(～できるよう)→手だて(～配慮する)」の順で記載されています。記載を参考に、児童生徒の状況に応じた適切な支援を検討します。生じている困難さが同じであっても、児童生徒によって適切な支援は異なる場合があります。

◆個別の教育支援計画と個別の指導計画の違い

個別の教育支援計画は、地域で生活する一人ひとりの支援を、教育、医療、福祉、労働、保護者等の関係機関・者が連携して効果的に実施するためのツールで、長期的な視点で作成された計画です。

一方、個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障がいのある児童生徒など一人ひとりの指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものとなります。

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
役割	個々の将来を見据えながら各年齢段階において支援の全体像を把握し、関係機関との役割分担を明確にし、必要かつ適切な支援を検討すること	目標や指導の手立てを明確にし、教職員間や教職員と保護者との間で指導に関する情報を共有すること、定期的な評価に基づき指導の改善を行うこと
記載内容の例	○本人のプロフィール ○本人・保護者の願い (生活・学習・進路等) ○支援の方針 ○支援の内容・方法(合理的配慮等) ○支援を行う人及び関係機関 ○支援の評価と引継ぎ事項 等	○児童生徒の実態 ○本人や保護者の願い ○長期目標及び短期目標 ○具体的な手立て ○指導や支援の内容及び方法 ○指導や支援の評価 等
参画者	学校関係者(特別支援教育コーディネーター、担任等)、各関係機関の担当者(福祉、医療、労働等)、保護者(場合によっては本人)等	学校関係者(特別支援教育コーディネーター、担任、教科担任、養護教諭等)、保護者等

個別の教育支援計画の作成、個別の指導計画の作成、どちらにおいても、「計画(Plan)―実施(Do)―評価(Check)―改善(Action)」のサイクルをしっかりと回すことが重要です。

小学校学(中学校)学習指導要領(第1章総則第4の2(1)エ)

障害のある児童(生徒)などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童(生徒)の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

※高等学校学習指導要領(第1章総則第5款の2の(1)のウ)にも同様の記載

◆ケース会(支援会議)等を開催する場合のポイント

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を基に、具体的な指導や支援の検討・改善について、ケース会等を行う際は、以下の点に留意する。

- 参加しやすい環境、ポジティブな声かけ
多角的な検討、本人のよい姿を評価
- 意見や検討状況を視覚的に整理→ 付箋やホワイトボードの活用
- 役割の明確化→ 誰(どの機関)が、いつまで、何をするのかを共有
参加できなかった関係者にも情報共有する工夫
- 継続した検討→ 取組みの状況を踏まえて、短時間の会の開催を繰り返す

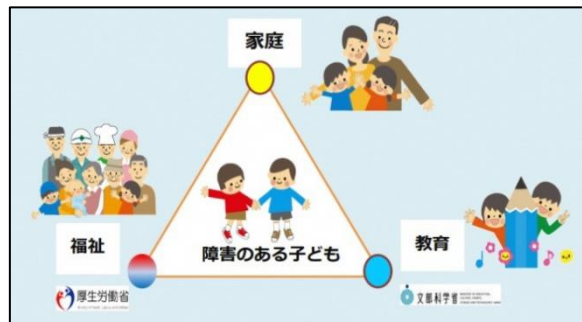
<重要ポイント>

- 幼児期から卒業後までを見通した指導・支援が行えるよう、関係機関と連携し、長期的な視点で個別の教育支援計画を作成する。
- 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」は、作成よりも活用が大事。
PDCAサイクルにより、適宜内容を見直し、より適切な指導及び必要な支援を行う。
- 新たな環境に円滑に移行し、切れ目ない支援が行えるよう、進級、進学の際は、確実な引き継ぎを行う。(本人・保護者の同意を得て)
⇒個別の教育支援計画の作成、活用、引継ぎによる切れ目ない支援の促進
- 個別の指導計画は、「誰が」「いつ」「何を以て」「どのように」指導するかを具体的に記述し、関係職員共通理解のもと指導を行う。また、児童生徒の変容から評価し、個々の児童生徒の困難さにより応じた指導内容、手だてとなるよう見直しを図る。

④教育と福祉の連携について

発達障がいを含めた障がいのある児童生徒等や保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援を受けることができるようにするためには、関係機関との連携が不可欠です。（本手引 p37 参照）

特に、教育と福祉の連携は重要です。平成30年には文部科学省と厚生労働省により掲げられた、**家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト**の報告を踏まえ、教育と福祉の連携を推進するための方策が示されました。



平成30年5月の「教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」では、保育所、小中高等学校、特別支援学校等と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解促進、及び支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備に向け、トライアングルプロジェクトでの検討を通し、今後の対応策を示した。

＜教育と福祉の連携を推進するための方策＞

- ・教育委員会と福祉部局、学校と障がい児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- ・学校の教職員等への障がいのある子どもに係る福祉制度の周知
- ・学校と障がい通所支援事業所等の連携の強化
- ・個別の教育支援計画の活用

また、上記通知の3か月後には、学校教育法施行規則の一部が改正され、特別支援学級で学ぶ児童生徒や通級による指導が行われている児童生徒等については、関係機関と連携して個別の教育支援計画を作成すること（参考 p38）が、省令に規定されました。

なお、同省令に係る通知では、「関係機関との日常的な連携」「通所支援事業者が作成する通所支援計画の共有」について、留意するよう示されています。



ア 連携するメリット

学校と事業所等が個別の教育支援計画を活用し、日常的に情報共有・連携を図り、切れ目ない支援により児童生徒の成長を支えます。

学校だけでは難しい課題に対しても、福祉制度の活用やサービスの利用など、家庭をサポートする関係機関と連携しチームとして対応することで、具体的な対応を進めることができます。

(参考)教育と福祉等との連携の実践事例

「個別の教育支援計画」等を活用した支援の連携の事例 (幼稚園等・小学校・中学校・高等学校)	
機関名	支援内容
在籍校	・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」をもとにした本人への支援
相談支援事業所	・ケース会議の設定、サービスの調整、提供
保護者	・ケース会議へ参加、支援の方向性の合意形成の実施
各関係機関	・放課後等デイサービス、移動支援事業所、若者相談支援センター、障がい福祉課など 「個別の教育支援計画」等の活用、それぞれのサービス提供の確認、合理的配慮の内容や支援のあり方の共通理解
成果	○関係機関が連携することで、子どもと保護者をサポートする横のネットワークが形成できた。同時に、教員のサポートにもつながった。 ○教員が、福祉サービスについて理解を深めたことで、連携した支援につながった。 ○「個別の教育支援計画」は、支援の引継ぎに役立つ重要なツールとしての認識が高まり、「何を引き継ぐか」「どう引き継ぐか」が見直された。 ○様式を自治体で統一したり簡略化したりしたことで作成の負担が軽減され、「働き方改革」につながった。

関係機関との連絡調整は、特別支援教育コーディネーターが窓口となります。管理職は、連携が円滑に進むよう、連携の仕方などを特別支援教育支援コーディネーターに具体的に指示します。

＜福祉関係機関＞

- ・放課後等デイサービス事業所
- ・発達支援事業所
- ・発達障がい支援センター
- ・若者相談支援センター
- ・市町村福祉課
- ・児童相談所

発達支援事業所	発達に特性のある子ども（主に0歳～18歳）を対象に、発達の遅れや障がいに応じた支援を提供する施設。遊びや学習を通じた発達支援の他、放課後等デイサービスも行う事業所もある。
発達障がい支援センター	発達障がい者（子どもから成人まで）やその家族、支援者（学校、職場、医療機関など）を対象に、相談支援や情報提供、関係機関との連携支援を行う公的な機関
若者相談支援センター	主に15歳～39歳程度の若者を対象に、就労支援や生活相談、社会的自立を目的とした支援を提供する。地方自治体やNPOが運営し、「ひきこもり」状態の若者支援も行っている。

福祉機関の一部連絡先を巻末(P75)に掲載しています。

発達障がい、医療的ケアを必要とされる児童生徒に係る相談窓口(医療機関情報を含む)は、山形県健康福祉部障がい福祉課のホームページをご覧ください。



イ 福祉と教育との連携推進の取組について

令和6年4月の「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」では、子ども基本法の制定、また、同法9条に基づく子ども大綱に、「障害や発達に特性のある子どもを早期に把握し適切な支援につなげていくこと、幼児・学齢期から就労等への円滑な移行に向けた準備を関係機関の連携し行っていていくこと」等が盛り込まれたことを踏まえ、教育と福祉のより一層の連携を推進する以下の取組を示しています。

保育所等訪問支援の充実

保育所等訪問支援とは、児童福祉法に基づくサービスで、保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校など、子どもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うものです。

具体的には、保護者の依頼により、障がい福祉サービス事業者(所)の職員が学校等を訪問し、子どもの様子を丁寧に観察し、子ども本人に対する支援(集団生活への適応や日常生活動作の支援など)や訪問先施設の職員に対する支援(子どもへの理解や特性を踏まえた支援方法や関わり方の助言など)、支援後のカンファレンス等におけるフィードバック(支援の対象となる子どものニーズや今後の支援の進め方など)を提供することを通じて、子どもの集団生活への適応を支援するとともに、子どもの特性を踏まえた関わり方や環境の調整などについて助言をするものです。

保護者、事業所より、学校へ訪問の連絡があった際は、互いに密に連携し、個々の児童生徒に適切な支援を共に考えていきましょう。

継続的に学校に通学できない児童への支援の充実

不登校状態にある児童の中には、放課後等デイサービス事業所を利用している児童がいます。通知では、放課後等デイサービス事業所が発達支援に加えて、学校と日常的に情報共有等を行いながら支援を行うこと。また学校には、当該児童やその家族への支援に向け、情報連携や共同での対応など、緊密な連携を行うことを求めています。

(参考)

不登校児童生徒が学校外の機関や自宅等で行う学習の成果を成績に反映するための要件(一部)

「学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。」

地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について



（「特別支援教育に関する最近の動向等について R6 文部科学省」を一部加工）

「個別の教育支援計画」を一つのツールとして活用し、切れ目なく支援をつなぐことが、大変重要です。

子どもの成長の段階に合わせた引継ぎにより、「縦」につなぐとともに、福祉関係機関との情報共有・連携により、「横」のつながりをつくり、必要な支援が適切になされるようにしましょう。

◆関係機関との連携に係る参考資料(通知等)

	参考資料（通知等）／下段：URL	二次元コード
1	地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知） R6.4.25	
	教育と福祉の連携を強化し、地域全体で子どもを支える体制の構築を目的とし、関係機関との連携強化、将来の自立に向けた支援の充実、継続的に学校に通学できない児童への支援、保育所等訪問支援の充実等により、地域における包括的な子ども支援体制の構築が求めている。	
	https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7b729f2-effb-48e1-988a-532a70741a0d/7993fb2a/20240430_policies_shougaijishien_renkei-suisin_01.pdf	
2	子ども基本法（R3.3 改定）	
	子どもの権利を尊重し、健全な成長と発達を支援することが目的。社会全体で子どもの最善の利益を守り、教育、福祉、健康などの分野で支援を強化するもの。子どもの意見を反映させることを重視。	
	https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC1000000077	
3	子ども大綱（R3.3 改定）	
	子ども基本法を実現するための具体的な方針を示した政府の政策指針。子どもの権利保障、教育、福祉、健康など幅広い分野での支援強化を目指し、社会全体で子どもの成長を支える環境づくりを推進することを示す。	
	https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/276f4f2c/20231222_policies_kodomo-taikou_21.pdf	
4	不登校児童生徒への支援の在り方について（通知） R 元.10.25	
	不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方について示すとともに、不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱い等について規定	
	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm	
5	不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について （通知） R6.8.29	
	不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を一定の要件下で成績評価できることを法令に位置付け。（教育課程に照らし適切、学習状況の定期的かつ継続的な把握等）	
	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155_00002.htm	

◆障がい福祉サービスについて

障がい福祉サービスの概要については、p51～52 に一覧としてまとめました。

個々の障がいの状況、年齢、ニーズ等によって、様々なサービスがあるため、分かりづらいところがありますが、特別支援巡回相談事業(参考 p54)では、「障がい者福祉サービス(福祉制度)」についての研修も対応しておりますので、活用ください。

(参考)障がい福祉サービスについて

障がい児・者を対象とした障がい福祉サービスは、障害者総合支援法、児童福祉法により、以下のように分類されます。

(「障害福祉サービスの利用について」 令和5年4月 全国社会福祉協議会より)

< 自立支援給付(障害者総合支援法) >

《介護給付》

同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《訓練等給付》(18歳以上)

就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。 さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

< 市町村による地域生活支援事業(障害者総合支援法) >

意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

<市町村による障がい児を対象としたサービス(児童福祉法)>

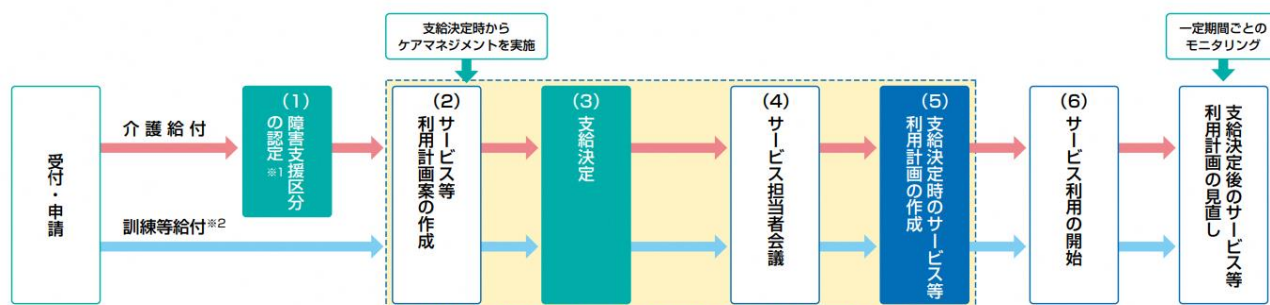
障 が い 児 通 所 支 援	児童発達支援	通所利用の未就学の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	以下、参照。

<福祉サービス利用の手続き>

福祉サービス利用の手続きの流れは以下の通りですが、サービス等の種類によって手続き(申請)の方法は異なります。

また、受けられるサービスも、障がいの種類や程度、介護者、居住の状況等によって異なります。手続きの詳細については、お住いの市町村の福祉課へお問い合わせください。

- (1) サービスの利用を希望する方は、市町村の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。
- (2) 市町村は、サービスの利用の申請をした方(利用者)に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。
利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。
- (3) 市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- (4) 「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- (5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- (6) サービス利用が開始されます。



「障害福祉サービスの利用について(2024年4月版)」全国社会福祉協議会

(7) 特別支援学級の指導の充実

特別支援学級は、障がいがあるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級です。

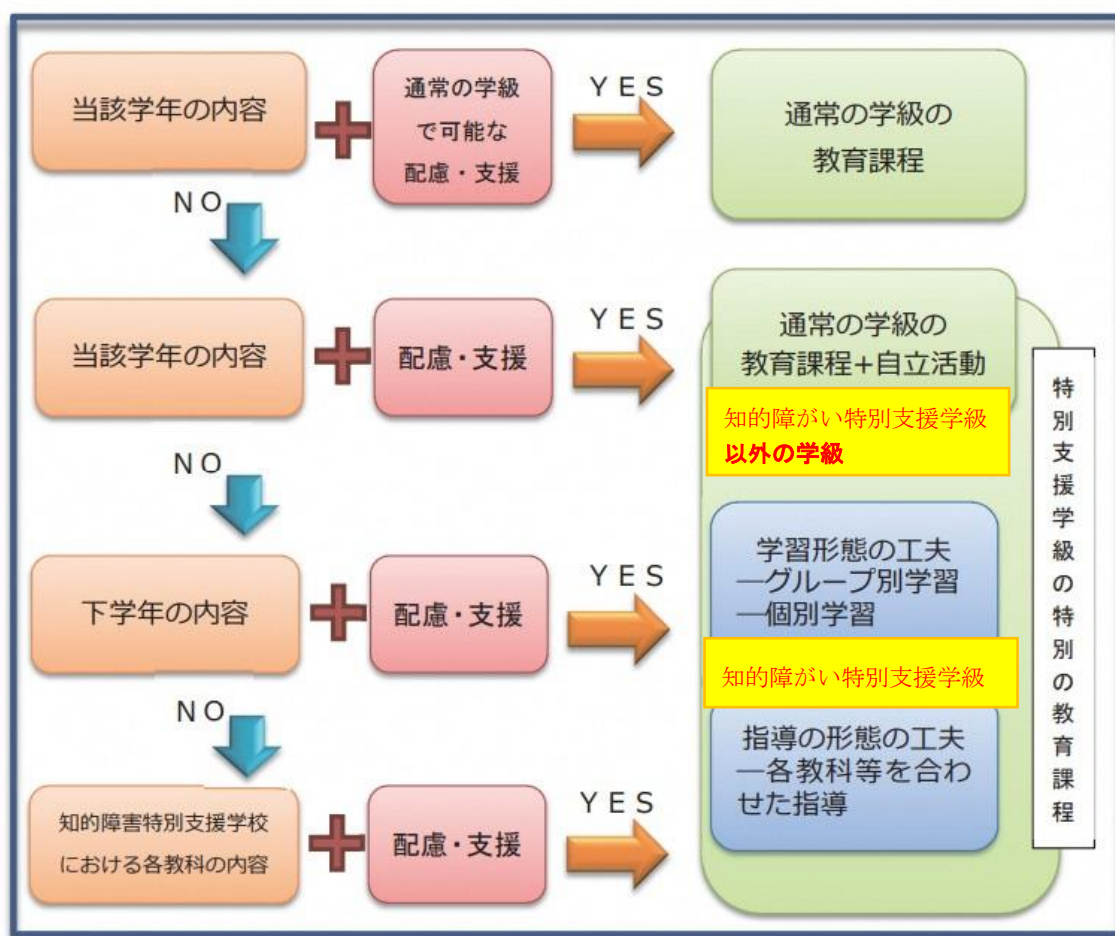
特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、「特別の教育課程」によることができる（学校教育法施行規則第 138 条）と規定されています。特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、指導に当たっては、特別支援学級の担任だけでなく他の教師と連携・協力して、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた効果的な指導を行う必要があります。

①特別支援学級の教育課程編成

特別支援学級の教育課程の編成については、学習指導要領に示されています。

小学校学習指導要領(第1章第4の2の(1)のイ)

- イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
- (ア)障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- (イ)児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。



特別支援学級の教育課程編成の考え方

(「小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック-試案-」 H28 国立特別支援教育総合研究所)

知的障がいのない児童生徒の場合

⇒小・中学校の当該学年に準ずる教育課程を基本とします。また、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導として、「自立活動」の指導を行います。

知的障がいのある児童生徒の場合

⇒当該学年の教育課程を基本としますが、障がいの状態によりそれが難しい場合、下学年の内容や特別支援学校(知的障がい)の各教科の内容に替えることができます。さらには、「生活単元学習」「作業学習」等の各教科等を合わせた指導を行うことができます。

ア 自立活動について

特別支援学級では、特別支援学校学小学部・中学部習指導要領第7章(高等部は第6章)に示されている「自立活動」の指導を、必ず取り上げる必要があります。

○目標…個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

<自立活動の内容>(6区分27項目)

1 健康の保持 (1)リズムや生活習慣の形成に関すること。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5)健康状態の維持・改善に関すること。	2 心理的な安定 (1)情緒の安定に関すること。 (2)状況の理解と変化への対応に関すること。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成 (1)他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2)他者の意図や感情の理解に関すること。 (3)自己の理解と行動の調整に関すること。 (4)集団への参加の基礎に関すること。	4 環境の把握 (1)保有する感覚の活用に関すること。 (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き (1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3)日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4)身体の移動能力に関すること。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。	6 コミュニケーション (1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2)言語の受容と表出に関すること。 (3)言語の形成と活用に関すること。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。

(特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 H30.3)

イ 教育課程編成の手順

- 実態把握(障がいの状態や特性、心身の発達段階、既習事項 等)
- 学級の目標を踏まえた指導内容の選定と組織
- 各教科等の指導内容の検討
- 指導内容の明確化(各教科間の指導内容相互の関連)
- 指導内容の配列(発展的、系統的)
- 授業時数の配当、各教科等を合わせた指導の検討(知的障がい)

※ 「各教科等を合わせた指導」を行う際は、特別支援学校学習指導要領の各教科等の目標や内容を適切に選択しながら、生活の課題に沿った具体的な指導内容を組織する必要があります。

何よりも、児童生徒が学習したことを生活に生かしていけるように指導することが大切です。

特別支援学級に在籍する児童生徒は、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成する必要があります。「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・活用・引継ぎについては、本手引 p38～p45 を参考にしてください。

児童生徒の障がい種、障がいの程度等により、教育課程は異なります。特別支援学級の教育課程編成の詳細、学級運営等については、県教育センター作成の「特別支援学級ハンドブック」に詳しく掲載されていますので、ご一読ください。

「特別支援学級ハンドブック」
山形県教育センター



②特別支援学級を支える管理職の役割

特別支援学級担任や関わる先生方が、特別支援学級を在籍する児童生徒の持てる力を高められるようにするには、管理職は以下の役割を果たす必要があります。

＜管理職の役割＞

「小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック-試案-」H28.3

国立特別支援教育総合研究所

◆担任のよき理解者に

(p71、資料④)

- ・校内での特別支援学級の理解・啓発を進められるよう、管理職は特別支援学級に積極的に出向いたり、学習の様子を参観して感じたことを機会あるごとに情報発信したりし、教職員の特別支援学級への理解を深める。このことは、特別支援学級の担任にとって大きな心の支えとなる。

◆教育課程、合意形成に係る助言

- ・特別支援学級に在籍する児童生徒の実態や願いを共通理解し、学校全体で教育課程を編成できるようにする。また、保護者との積極的な情報交換を促すとともに、その内容を把握しておき、必要に応じて、合意形成に係る助言を行う。

◆教室の使用計画・配置

- ・特別支援学級を、その障害の特性を踏まえたうえで、他の児童生徒や教職員に活動の様子が理解されやすく、交流しやすい場所に配置する。また、特別支援学級の特別教室使用に配慮する。

③中学校特別支援学級等における進路指導

障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や願い等を的確に把握し、早期から計画的に進路指導を行うことが重要です。

特別支援学級等における進路指導では、一人ひとりの能力・適性に応じて、人間関係や集団生活の力の育成、社会性の育成、働く意欲や作業能力の育成、将来の職業生活への適応力など、社会自立を目指しながら、組織的・継続的に指導していきます。

<重要ポイント>

○進学先決定の主体は本人

・本人が「自分で決めた」という意識が持てる指導、相談が何より重要です。

・自らの意思と責任で、自己の進路を選択・決定する能力や態度を育成します。

○3年間を見通した進路指導計画の作成、更新

・中学校入学時から進路指導を行い、中学校2学年終了時には、進学先に見通しを持つことができる計画的、継続的な進路指導が重要です。

○進路希望の確認

・個別の指導計画の確認・検討のタイミングと合わせ、繰り返し、何度も行います。

○目指す将来像、高等部(高等学校)進学後の進路希望の確認

○生徒の特性の把握、得意な面を伸ばす指導

○キャリア教育の理念や方向性に基づく授業の工夫・見直し



○自己理解を深める活動

・障がいの特性から、「自分の良さが分からない。自信が持てない。」という生徒も。生徒の自己理解を支援することも大切にしましょう。(キャリアパスポートの活用)

○企業等の見学、職場実習等を通し、進路に対する意識を育てる指導

・事前・事後の学習で、就労に必要な力を明確にすることも大切です。

○各教科や合わせた指導の中で、進路についての学習を計画的、継続的に実施

○保護者との共通理解、連携に基づく指導

・生徒の生活を支える保護者との共通理解は大変重要です。

・保護者への情報提供、個別の教育支援計画を活用した関係機関との連携を進めます。

○進学が考えられる特別支援学校、高等学校の学校見学、教育相談への参加

・実際に見学することで、学校生活の様子を肌で感じ、進学後の生活をイメージしやすくなります。また、教育相談を通し、本人・保護者が十分に納得して進学を決めることが、とても大事です。早い時期から、積極的に参加しましょう。(依頼は教頭間)

<キャリア教育について>

キャリア教育は、「自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現すること」を目指した一連の教育活動です。生徒が将来、社会的・職業的に自立し、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行いましょう。

キャリア教育では、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力である「基礎的・汎用的能力」を育むことを通して、個々の生徒の将来の自己実現を支えていくことが大切です。

中学校 3 年間の進路指導のイメージ（例）

○中学生自身が自分事として進路を主体的に考えられるよう、進路指導計画に基づき、計画的、継続的な指導を積み上げることが重要です。

（網掛けは特支校）

	中学校 1 年	中学校 2 年	中学校 3 年
4 月	実態把握 進路面談	進路指導計画の更新（随時）	進路指導計画の更新（随時） 特支校入選実施要項確認
5 月	進路指導計画の作成	高等学校、企業、 福祉サービス事業 所の見学	
6 月	個別の指導計画の 確認・検討と併せ、 進路希望の確認（次回 以降同様）	職場実習	特支校体験会への参加 入学者選考説明会への参加
7 月	個別面談	個別面談	進路等教育相談 （高養・就労コース）
8 月			
9 月	キャリア教育の視点 からの授業の工夫・ 見直し	総合的な学習、生活 単元学習等で進路に ついての学習	進路等教育相談 （高養・就労コース以外）
10 月			
11 月	特支校学校見学会への 参加	特支校体験会への参加	志願校募集要項確認
12 月	個別面談 進学先に係る情報提供	個別面談	個別面談
1 月			出願
2 月	卒業生のお話を聞く会		本検査 追検査 合格発表
3 月	個別面談	個別面談 <u>進路希望をかためる</u>	入学者説明会への参加

ポイント 1 生徒主体の進路指導

進路を決定するのは生徒本人です。生徒が主体的に進路について考えられる進路指導を行きましょう。本人が「自分で決めた」という実感のないまま進学すると、ミスマッチを起こし、場合によっては退学等の進路変更することとなります。いろいろな学校を見る、知る、体験することが重要です。

ポイント 2 情報収集と保護者への情報提供

進路を決定するのは生徒本人ですが、保護者との連携も非常に大切です。積極的な情報収集と日常的な保護者との連携を丁寧に行い、生徒の実態や指導の内容、家庭での関わり等について、共通理解と協力を得られるように努めることが大切です。

(8) 通級による指導の充実

障がいのある児童生徒の実態に応じ、適切な指導及び必要な支援を受けられるようにするためには、本人及び保護者の理解を得ながら、多様な学びの場を活用した指導を柔軟に行うことが必要です。

近年、通級による指導を受けている児童生徒数は急激に増加しており、連続性のある「多様な学びの場」の一つとして、その充実が非常に重要になっています。

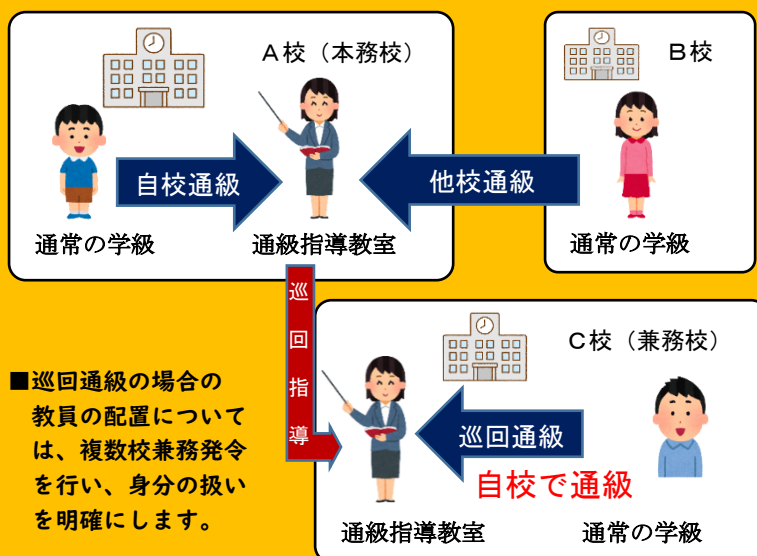
①通級による指導の概要

通級による指導とは、通常の学級に在籍する児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別な指導を「通級指導教室」で受ける指導形態で、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います。

ア 通級による指導の実施形態

通級による指導の実施形態には、児童生徒が在籍する学校において指導を受ける「自校通級」、他の学校に通って指導を受ける「他校通級」、通級による指導の担当教員が該当する児童生徒のいる学校に赴き、場合によっては複数の学校を巡回して行う「巡回通級」があります。

◆ 他校通級とは？ 巡回通級とは？



■巡回通級の場合の教員の配置については、複数校兼務発令を行い、身分の扱いを明確にします。

■この場合、通勤手当の支給対象となります。
ただし、同じ日に複数校で勤務する場合は、本務校から兼務校までの交通費は旅費の支給対象になります。

【他校通級とは】

・他の学校に設置されている通級指導教室に、週（月）に何単位時間か定期的に通級して指導を受ける形態

【他校通級のメリット】

・通級による指導を受けていることを周囲（自校の児童生徒）に知られたくないという児童生徒の心理に配慮しやすい。

【巡回通級とは】

・通級による指導の担当教員が、兼務校に赴き、場合によっては複数の学校を巡回して指導を行う形態

【巡回通級のメリット】

・担当教員が学校を訪問することから、対象の児童生徒の学校環境を把握しやすく、対象の児童生徒の学級担任や教科担当との連携や校内における共通理解が図られやすい。

イ 通級による指導の対象

学校教育法施行規則 140 条

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。)のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、(中略)特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者 二 自閉症者 三 情緒障害者 四 弱視者 五 難聴者
- 六 学習障害者 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

※知的障がい、通級による指導の対象には含まれません。

山形県では、「言語障がい」「難聴」「LD等」の通級指導教室を設置しています。

(「LD等通級指導」－山形県では、平成 18 年から、LD、ADHDを対象とした通級指導教室を設置。令和 2 年度から、上記対象障がい種全てを含めて「LD等通級指導」としています。) 高等学校における通級による指導は、平成 30 年度に制度化されました。

<令和 6 年度の設置状況>

対象とする障がい	通級実施校	自校通級	他校通級	計	令和 5 年度比
言語障がい	30 校(小 30、中 0)	4 6 2 名	5 9 5 名	1 0 5 7 名	+ 2 0 名
難聴、言語障がい	2 校(山麓、酒特)		1 0 名	1 0 名	+ 3 名
LD等	37 校(小 22、中 8、高 7)	3 5 8 名	1 3 名	3 7 1 名	+ 6 3 名

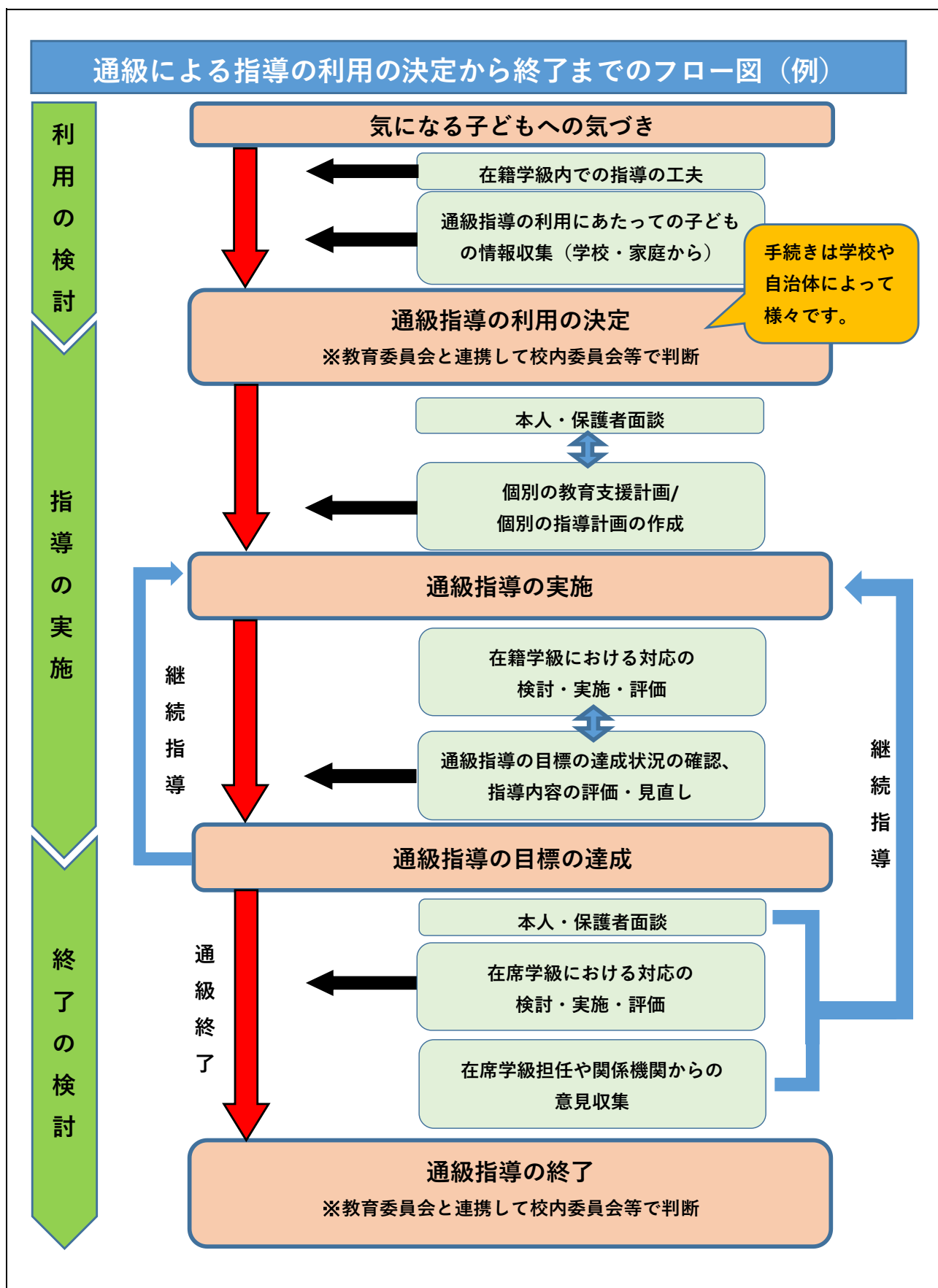
実際に通級するかどうかは、児童生徒の障がいの状態や障がいによる学習上又は生活上の困難の状況、本人・保護者らニーズ等を丁寧に把握し校内委員会で検討し、校長が判断します。

医師からの診断は必ずしも必要なものではありませんが、状況に応じ、専門家からの意見も踏まえ、検討することも大切です。

また、判断にあたっては、「どこの学校で通級による指導を実施するか。」「当該学校までの通学に要する時間はどの程度か。」などを総合的に考慮する必要があり、設置者である教育委員会と十分に連携を図ることが重要です。

通級による指導の利用の決定から終了までのフロー図（例）

（初めて通級による指導を担当するための教師のガイド R2 文部科学省より）



ウ 通級による指導の授業時数

- ・小中学校一年間 35～280 単位時間までを標準とする(週 1～8 単位時間)
(学習障がい及び注意欠陥多動性障がいの児童生徒は、年間 10～280 単位時間までを標準とする。月 1 単位時間程度が下限。)
- ・高等学校一年間 7 単位を超えない範囲

②通級による指導の内容

通級による指導は、障がいによる学習や生活の困難の改善・克服を目的とした特別の指導(自立活動(本手引 p54 参照))を行います。

小学校(中学校)学習指導要領(第1章総則第4の2の(1)のウ)

障害のある児童(生徒)に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

※高等学校学習指導要領(第1章総則第5款の2の(1)のイ)にも同様の記載

ア 「特別の教育課程を編成する場合」について

特別な教育課程を編成するにあたっては、当該障害に応じた特別の指導を、教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。(平成5年文部省告示第7号)

【教育課程に加えて行う場合】

○放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定

- ・総授業時数が増えることから負担過重にならないよう配慮する。
- ・放課後等に他の学校に通級する場合は、体力的な負担に配慮する。

【教育課程の一部を替えて行う場合】

○他の児童生徒が他の授業を受けている時間に通級による指導の時間を設定

- ・総授業時数は増えないが、一部の授業を抜けることになるため、特定の教科等に偏らないよう配慮する。
- ・高校では、一部教科・科目(必修教科・科目、総合的な探究の時間等)と替えることはできないことに留意する。

イ 「具体的な目標や内容を定め、指導を行うもの」について

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示されている自立活動の6区分27項目の内容を参考とし、自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要があります。

ウ 障がいによる困難さの改善・克服に係る指導内容の一例

言語障がいの場合	正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整など構音の改善にかかわる指導 等
LDの場合	図形を弁別する指導や空間操作能力を育てる指導、位置関係を理解する指導などを通して、推論するために自分に適した方法を身に付ける指導 等
ADHDの場合	作業に集中できるようにする指導、身近なルールを継続して守る指導などを通して、自己の感情や要求コントロールする、自分に適した方法を身に付ける指導 等

※同じ障がいでも、児童生徒個々の実態によって指導内容は異なります。

【通級による指導を行う際の留意点】

必要があるときは、各教科の内容を取り入れながら学習を行いますが、「通級による指導」は、障がいの状態に応じた学習を行うものであり、**各教科の学習の遅れを個別に補充する時間ではない**ことに留意する必要があります。

通級による指導を受ける児童生徒は、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」を必ず作成することとされています。指導の状況を適宜評価し、改善を図っていくことが不可欠である点は、どちらの計画にも共通しています。指導や支援の実践に際しては、PDCAサイクルによる見直しを行いながら、適切な指導及び必要な支援を進めていくことが大切です。

エ 通級による指導の実践事例

＜計算の困難さへの指導＞

1 対象生徒

- ・小学校5年男子児童

2 児童の実態

- ・唱えられる九九は半分程度。頑張って全て覚えたいという思いを持っている。
- ・算数に対する苦手意識が強く、集中が続かない。

3 指導内容

- ・九九対戦ゲーム

教員と交互に、2～9までの数字の書かれた八面体のサイコロを2つ同時に転がし、出た目を掛け算し、積の大きさを競う。

- ・九九ビンゴ

ビンゴカードに自由に数字を書き、九九対戦ゲーム同様出た目を掛け算し、積の数字を開けていく

→飽きることなく、ゲーム感覚で九九をランダムに解答

4 成果(変容)

⇒九九を習得することができた。

⇒やる気を持って学習し続けられるようになった。

＜自立活動の内容＞

2 心理的な安定

- (3) 障害による学習上、又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

＜漢字の読みの困難さへの指導＞

1 対象生徒

- ・中学校2年男子生徒

2 生徒の実態

- ・数学の計算問題は、支障なく解答できる。
- ・小学校3年程度の漢字でも読み書きが難しいものがある。

3 指導内容

- ・デイジー教科書の使用→通常の教科書を読む困難さがない

※デイジー教科書ー通常の教科書と同様のテキスト、画像を使用し、テキストに音声をシンクロ（同期）させて読むことができるもの。同じ画面上で絵を見ること、全ての漢字にルビをふることもできる。

- ・ICTの活用 アプリ「常用漢字筆順辞典」

→筆順や読みを一人で、いつでも、確認できる

- ・「読み書きが苦手な子供への漢字支援ワーク」の使用

→筆順をなぞることで形を理解

4 成果(変容)

⇒読める漢字、書ける漢字が増えた。

⇒アプリ等の使用により筆順の練習が自由にできることで、漢字の書き方が上達し、記号的にしか書けなかった漢字も字形が整うようになった。

＜自立活動の内容＞

4 環境の把握

- (4) 感覚を統合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること

(LD、ADHDを対象とした通級による指導実践事例集 H31・R2 山形県より)

③通級担当教員と通常の学級の担任との連携

通常の学級の担任は、通級担当教員と連携し、個別の指導計画に、通常の学級での指導内容と通級による指導における指導内容を記載し、通級による指導における効果が、通常の学級においても波及する（通級で身に付けたことが在籍学級で発揮できる）ようにします。

また、学校全体での理解も重要です。全ての教職員は、通級による指導の対象児童生徒が、通級による指導を受けやすくなるためにも、学級の児童生徒に障がいの特性や合理的配慮に関して説明する必要があります。

併せて、進級、進学の際の引き継ぎも非常に大事です。学びの場等が変わる際は、大きな環境の変化があり、不安を抱えたり、スムーズに対応できなかったりする場合があります。各ライフステージにおいて、切れ目ない支援が行えるよう、「個別の教育支援計画」により、児童生徒の障がいによる困難さの状況、教育的ニーズ、これまで行われてきた具体的支援や効果的な支援を確実に引継ぎましょう。



「通級による指導
についてリーフ
レット」山形県



「発達障害～教育
支援体制整備ガイ
ドライン」H29.3
文科省



「初めて通級による
指導を担当する教
師のためのガイド」
R2.3 文科省



「よりよい就
学に向けて
リーフレット」
山形県

IV 特別支援教育課関連事業

1 特別支援巡回相談事業(特別支援学校センター的機能充実事業)

幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校で、特別支援教育を推進するための支援を行う事業です。特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用し、各校の特別支援教育体制を整備したり、支援の改善・充実に役立ててください。

例えば、以下のような依頼、相談に活用いただけます。

(申請の手続き等については、次頁をご覧ください。)

- ・子どもの実態把握や支援方法について相談したい。
- ・特別支援学級の学級経営や教育課程編成について相談したい。
- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成について助言してほしい。
- ・特別支援教育の研修会の講師や授業研究会の指導・助言を依頼したい。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園、学校で特別支援教育体制づくりについて助言がほしい。
- ・発達障がいのある生徒の就労支援について、相談したい。

○外部専門家の助言について

特別支援教育課では、特別支援学校の専門性の向上を図り、センター的機能を充実させ、小・中・高等学校等における特別支援教育の体制を整備するため「特別支援学校専門性向上のための外部専門家配置事業」として、特別支援学校8校に外部専門家(作業療法士)を派遣しています。(R6 現在)

外部専門家が特別支援学校の巡回相談員に同行し、より専門的な助言を行う場合もあります。

(参考)巡回相談活用状況等について

① 令和5年度巡回相談活用状況

- ・支援件数—幼稚園・保育所 36、小学校 81、中学校 21、高校 23
- ・支援内容—講義 21、個別事例への支援 132、講義＋個別事例への支援 8

② 「特別支援巡回相談事業の活用方法を知っていますか」への回答

小学校:95.9%、中学校:94.8%

(①R5 実績、②特別支援学級に係る諸調査(R6 山形県))

(参考)特別支援学校のセンター的機能について

学校教育法74条

特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

令和7年度版

専門の巡回相談員（特別支援学校教員、小・中学校教員）が、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校等で特別支援教育を推進するための支援をします。

特別支援巡回相談事業

山形県教育委員会

幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校等の担当者を支援します。

例えば、こんな場合にご活用ください。

- ・子どもの実態把握や支援方法について相談したい。
- ・特別支援学校の学級経営や教育課程編成について相談したい。
- ・個別の指導計画や個別的教育支援計画の作成について助言をお願いしたい。
- ・特別支援教育の研修会の講師や授業研究会の指導・助言を依頼したい。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園、学校で特別支援教育体制づくりについて助言がほしい。
- ・発達障がいのある生徒の就労支援について、相談したい。

【申請・派遣の手続き】

	依頼者	担当する巡回相談員
巡回相談の担当	幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校の特別支援学級・通級指導教室	特別支援学校
	高等学校等（県立中学校含む）	特別支援学校（連携校・別紙参照）
	小・中学校の通常の学級	小・中学校、特別支援学校

※巡回相談員は上記を基本の担当としますが、相談内容に応じて柔軟に対応します。

① 巡回相談の依頼

○ 事前に電話で打診し、相談内容、期日を確認します。

【依頼者が幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校の特別支援学級・通級指導教室、高等学校等（県立中学校含む）の場合】
依頼者は、学校へ直接連絡をします。

【依頼者が小・中学校の通常の学級の場合】
依頼者は、各教育事務所を経由し依頼します。相談内容に応じて、各教育事務所が小・中学校、特別支援学校の巡回相談員の依頼を調整します。

② 派遣申請書の提出

○ 日時が確定したら、依頼者は派遣申請書を送付します。

③ 巡回相談員の派遣

○ 相談内容に応じて巡回相談員を派遣します。

④ 報告書の提出

○ 巡回相談が終了したら、依頼者は報告書を提出します。（裏面記載様式参照）

【依頼者が幼稚園・保育所・認定こども園、高等学校等（県立中学校含む）の場合】
直接、教育局特別支援教育課へ提出ください。メール（ed.tokushi@yamagatapops.jp）での提出も可
【依頼者が公立幼稚園、小・中学校の場合】
管轄の教育事務所を経由し、教育局特別支援教育課へ提出ください。

<問い合わせ先>
教育局特別支援教育課
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
TEL(023)630-3346 FAX(023)630-2774

特別支援巡回相談事業
山形県 Web ページはこちら

山形県 巡回相談

※このリーフレットは山形県の Web ページに掲載されています。

特別支援巡回相談事業
高等学校等（県立中学校含む）と特別支援学校との連携について
地域別の担当校一覧（令和7年度）

地域（主な市町村）	高等学校等（公立／私立）	担当特別支援学校（高等設置／無設置校）	電話番号
山形市	山形西 山形商業 / 山形学院	山形盲学校	023-672-4116
	山形東 山形工業 / 東海大山形	山形聾学校	023-688-2316
	山形北 天童 山辺 / 新学館	村山特別支援学校	023-688-2995
	山形南 霞城学園 / 山形明正 山形城北	上山高等養護学校	023-672-3936
山形市・上山市	山形中央 上山明新館 / 日大山形	ゆきわり養護学校	023-673-5023
山形市・寒河江市	寒河江 寒河江工業 / 鶴山	山形養護学校	023-684-5722
村山市・東根市	村山産業 東根学園（中・高） 北村山	鶴岡特別支援学校	0237-55-2994
河北町・大江町	谷地 左沢	〃（大江校）	0237-85-0722
尾花沢市	新庄北 新庄北最上校 新庄神宮産業	新庄養護学校	0233-22-3042
新庄市・最上町	新庄神宮産業奥室川校 新庄南		
金山町・奥室川町	新庄南金山校 / 新庄東		
南陽市・高島町	南陽 高島	上山高等養護学校	023-672-3936
長井市・白鷹町	長井 長井工業 荒砥 小国 / 基督教独立学園 白鷹高等専修学校	ゆきわり養護学校 米沢養護学校（西置観校）	023-673-5023 0238-84-5520
米沢市・川西町	米沢興誠館 米沢東 米沢鶴城 置賜農業 / 米沢中央 九里学園	米沢養護学校	0238-38-6101
鶴岡市	秋道館（高） 鶴岡中央 鶴岡工業 加茂水産	鶴岡養護学校	0235-24-5959
鶴岡市・庄内町	秋道館（中） 庄内農業 庄内総合 ／ 鶴岡東 羽黒	鶴岡高等養護学校	0235-22-0581
酒田市・遊佐町	酒田東 酒田西 酒田光陵 遊佐 ／ 酒田南 和順館	酒田特別支援学校	0234-34-2019

※高等学校等への巡回相談は、担当の特別支援学校が対応することを基本とするが、障がいの専門性の観点から特に必要があるときは、担当以外の高等学校等へも対応するものとする。

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンターとして、各学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める旨が規定されています。

<特別支援学校のセンター的機能の具体的内容>

- 1 各学校の教職員への支援機能
- 2 各学校の教職員に対する研修協力機能
- 3 特別支援教育に関する相談・情報提供機能
- 4 個別的教育支援計画や個別の指導計画等の作成への助言など、児童等への指導・支援機能
- 5 教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- 6 児童等への施設設備等の提供機能 等

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」

（平成29年3月 文部科学省）

2 発達障がい理解促進・指導改善事業(切れ目ない支援連携体制充実事業)

- (1) 発達障がい理解促進、指導力向上研修
- (2) LD等通級による指導連絡協議会

3 専門性向上のための研修(切れ目ない支援連携体制充実事業)

- ・教育事務所研修会
- ・高校コーディネーター研修会
- ・巡回相談員養成研修会
- ・特別支援学校等専門性向上公開研修会

特別支援教育課、及び各県立特別支援学校では、特別支援学校、小中高等学校の教員を対象に、授業づくりや障がいの特性に応じた支援についての研修を実施しています。各特別支援学校から案内があった場合は、積極的にご参加ください。

(参考)令和6年度 特別支援教育課研修概要

※研修会等の詳細については、各校に通知される案内をご確認ください。

研修会等	主な内容	対象
1 LD等通級指導関連		
通級による指導 (LD等)連絡協議会 (年3回)	・本県における通級による指導体制整備 ・市町村における通級による指導の好事例の共有 ・通級による指導の授業研究会、実践発表会等による通級による指導の指導力向上 ・公開講座 等	・通級担当(小中義高) ・特別支援教育 Co ・推薦者・希望者 ・市町村教育委員会 ・特別支援学校教員 等
2 相談関係・校内支援体制の強化関連		
巡回相談員養成研修会 (年2回)	・情報交換による関係機関との連携や相談の実際、好事例の共有 ・公開講座 等	・巡回相談担当 (小中義特) ・市町村教育委員会 等
高等学校特別支援教育コーディネーター研修会 (年2回)	・高等学校における特別支援教育、特別支援教育コーディネーターの役割について ・発達障がいのある生徒の支援、就労、支援機関等、関係機関の方からの説明 等	・高等学校特別支援教育 Co ・希望者、担当候補者 等
3 小中学校		
特別支援学級教育課程研究協議会	・各障がい種ごとの特別支援学級の教育課程編成や指導上の留意点等について 等	・管理職、特別支援教育 Co(小中義特)等、校内の特別支援教育を推進する者 ・市町村教育委員会 ・特別支援学校 等
教育支援地方研究協議会(上記と合同開催、県内4地区)	・一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた学びの充実のための教育支援のあり方について ・分科会による協議 等	
4 医療的ケア		
医療的ケア研修会	・医療的ケアに関する研修会 ・各担当者による情報交換 等	・看護師、医ケア担当者、担任等(特別支援学校、小中義学校等) ・市町村教育委員会 等

＜資料編＞



「コネクターの袋出し」
県立鶴岡高等養護学校 三浦 大宙 さん

教育局特別支援教育課では、県ホームページにて県立特別支援学校に在籍する児童生徒の感性豊かな作品を公開しています。



特別支援学校造形作品ギャラリー

(資料編)

資料1 小学校学習指導要領(平成29年告示)より

第一章 総則

第4 児童の発達

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

- ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。
- イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
 - (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
 - (イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。
- ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。
- エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

第5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

- イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること

資料2 生徒指導提要(令和2年12月改訂)より

<各障害により抱える課題>

(1) 自閉症

自閉症は、「他者との社会的関係の形成の困難さ」、「言葉の発達の遅れ」、「興味や関心が狭く特定のものにこだわること」を特徴としています。相手の気持ちを推し量ることや自分の言動の周りへの影響を把握することに難しさがあり、暗黙の了解や例え話、遠回しの表現など抽象度が高い内容の理解に困難さを抱えます。また、先の見通しを持てないことへの不安が強いため、予想外の出来事が多い学校生活において、大きな不安感を抱えてしまうこともあります。

(2) 注意欠陥多動性障害

注意欠陥多動性障害は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とし、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示します。自分の感情や行動をコントロールしきれずに無意識にとった行動が、結果として問題となる行動につながりやすいこともあります。早合点やうっかりミス、不注意な誤りによる失敗も多く経験しています。また、指示通りに活動できない、ルールや約束が守れないことは、友達関係の維持に影響します。注意や叱責を受ける機会が多いことは、自己評価や自己肯定感を下げる要因ともなります。

(3) 学習障害

学習障害は、全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示します。課題は理解できても、学習の取組に成果を上げることに困難があります。できることと難しいことのギャップが大きいことも特徴であり、やる気の問題や努力不足と見られがちです。失敗経験の積み重ねは学習に対する自信や意欲の低下を招きます。

資料3 障害のある子どもの教育的支援の手引より

<各障がいの理解について>

- ①視覚障がいー視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態。
- ②聴覚障がいー身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態。
- ③肢体不自由ー身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態。
- ④病弱・身体虚弱ー慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態。身体虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態。
- ⑤言語障がいー発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態。
- ⑥情緒障がいー情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態。
- ⑦知的障がいー記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態。

「障害のある子どもの教育的支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けあて～」(令和2年2月文部科学省)には、「各障がいの理解」、「特別な指導内容」、「合理的配慮を含む必要な支援の内容」などについて、詳細に記述されています。

資料4 関係資料(文部科学省通知等)

【文部科学省通知等関係資料】

①	特別支援教育の推進について (平成19年4月1日) https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf	
②	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (平成24年7月23日) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/__icsFiles/afieldfile/2012/07/24/1323733_8.pdf	
③	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」(報告) (令和3年1月) https://www.mext.go.jp/content/20210208-mxt_tokubetu02-000012615_2.pdf	
④	「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について」(通知) (令和5年3月13日) https://www.mext.go.jp/content/20230313-mxt_tokubetu02_000028093_01.pdf	
⑤	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布について (平成25年6月28日) https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65_koufu.html	
⑥	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性のある段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～ (平成29年3月) https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2017/10/13/1383809_1.pdf	
⑦	「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申) (令和3年1月26日) https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf	
⑧	障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ (令和3年6月30日) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00004.htm	
⑨	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について (令和3年6月18日) https://www.mext.go.jp/content/20210621-mxt_tokubetu01-000007449_01.pdf	
⑩	特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について(通知) (令和4年3月) https://www.mext.go.jp/content/20220331-mxt_tokubetu01-000021707_1.pdf	

資料4 関係資料(文部科学省通知等)

⑪	「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」調査結果 (令和4年12月13日) https://www.mext.go.jp/content/20230524-mext-tokubetu01-000026255_01.pdf	
⑫	生徒指導提要 (令和4年12月) https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf	
⑬	「交流及び共同学習ガイド」 (平成31年3月) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/__icsFiles/afieldfile/2019/04/11/1413898_01.pdf	
⑭	「小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック-試案-」 (平成28年3月) https://www.nise.go.jp/cms/resources/content/11519/20160411-131708.pdf	
⑮	障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知) (平成25年10月4日) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm	
⑯	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について (平成28年8月1日) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1377400.htm	
⑰	特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) (令和4年4月27日) https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt_tokubetu01-100002908_1.pdf	
⑱	障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について (平成30年2月8日) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1401340.htm	
⑲	「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」 (令和2年3月) https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html	

〈校内研修に活用できる資料〉目的別一覧

目的	研修資料（リーフレット・コンテンツ）/下段：URL	二次元コード
通常の学級の授業づくり	ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり（県センターwebサイト） https://www.yamagata-c.ed.jp/file/754	
	ICT活用授業報告（県センターwebサイト） https://www.yamagata-c.ed.jp/ICTutilization	
	特別な支援が必要な児童生徒に気づくためのチェックリスト（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/700027/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/tokubetsu/tyekkurst.html	
	クラスでできる支援ヒント集（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/700027/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/tokubetsu/hinttosyu.html	
	インクルDB（合理的配慮実践事例データベース）（国特総研webサイト） https://inclusive.nise.go.jp/	
	学びラボ（インターネット講義配信）（国特総研webサイト） https://labo.nise.go.jp/Elearning/View/Login/P_login.aspx	
	特別支援教育でICTを活用しよう（国特総研webサイト） https://www.mext.go.jp/content/1422477_1_2_2.pdf	
特別支援学級の授業づくり	特別支援学級ハンドブック（県センターwebサイト） https://www.yamagata-c.ed.jp/plugin/databases/detail/1/285/385#frame-285	
	自立活動の授業づくりに向けて（県センターwebサイト） https://www.yamagata-c.ed.jp/file/1509	
	知的障がい特別支援学級における自立活動の実践事例集（県センターwebサイト） https://www.yamagata-c.ed.jp/file/1508	
障がいの理解等	「個別の教育支援計画」の作成と活用例（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/700027/tokubetusien/kobetunokyousienkeikaku.html	
	「通級による指導」について（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/700027/tokubetusien/r3tukyu.html	
	「県立高等学校における特別支援教育について」（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/700027/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/tokubetsu/kenritsu-tokushi.html	
	「高等学校向け個別の教育支援計画、個別の指導計画の様式例」（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/700027/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/tokubetsu/kenritsu-tokushi.html	
	「共生社会の形成に向けた交流及び共同学習の推進」（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/documents/25967/kyouseishakainokeisei.pdf	
	「管理職がリードする交流及び共同学習の推進」（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/documents/25967/kannrishoku.pdf	
	「共生社会を目指す実践事例」（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/documents/25967/jissenjirei.pdf	
	「学校間交流実践事例紹介」（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/documents/25967/r703gakkoukankouryu-leaf.pdf	
	「切れ目ない支援で、子どもの自立と社会参加を目指す」～家庭、教育、医療、福祉、保健、労働等との連携実践事例～（県webサイト） https://www.pref.yamagata.jp/700027/bunkyo/kyoiku/shingakushien/202005144381522325.html	

山形県特別支援学校一覧

(令和7年4月現在)

番号	学 校 名	郵便番号	学校所在地	電話番号	障がい種別	設置学級等	設置学部等				寄 宿 舎
							幼	小	中	高	
1	県立山形盲学校	999-3103	上山市金谷 字金ヶ瀬1111	023-672-4116	視覚障がい	単一障がい 重複障がい	○	○	○	○	○
2	県立山形聾学校	990-2314	山形市大字谷柏20	023-688-2316	聴覚障がい	単一障がい 重複障がい 難聴通級	○	○	○	○	○
3	県立酒田特別支援学校 (聴覚障がい教育部) (知的障がい教育部)	998-0005	酒田市大字宮海 字新林307	0234-34-2019	聴覚障がい	単一障がい 重複障がい 難聴通級	○	○	○		
				0234-34-2026	知的障がい	単一障がい 重複障がい 訪問教育		○	○	○	
4	県立米沢養護学校	992-0035	米沢市太田町 四丁目1-102	0238-38-6101	知的障がい	単一障がい 重複障がい 訪問教育		○	○	○	△
	県立米沢養護学校 やまなみ学園分教室	993-0033	長井市今泉1812	0238-88-9118		重複障がい		○	○		
	県立米沢養護学校 長井校	993-0034	長井市歌丸976	0238-88-5277		単一障がい		○			
	県立米沢養護学校 西置賜校	993-0014	長井市小出3770-1	0238-84-5520		単一障がい 重複障がい			○	○	
5	県立新庄養護学校	996-0002	新庄市大字金沢 字金沢山1894-4	0233-22-3042		単一障がい 重複障がい 訪問教育		○	○	○	○
6	県立村山特別支援学校	990-2314	山形市大字谷柏 元下谷柏43	023-688-2995		単一障がい 重複障がい		○	○	○	
	県立村山特別支援学校 山形校	990-0034	山形市東原町 一丁目1-9	023-625-1006		単一障がい 重複障がい		○			
	県立村山特別支援学校 天童校	994-0022	天童市大字貫津 591	023-651-1612		単一障がい		○			
7	県立楯岡特別支援学校	995-0011	村山市楯岡北町 1-8-1	0237-55-2994		単一障がい 重複障がい		○	○	○	
	県立楯岡特別支援学校 寒河江校	990-0525	寒河江市大字 米沢643-2	0237-83-2955		単一障がい		○			
	県立楯岡特別支援学校 大江校	990-1111	大江町大字三郷丙 1403-1	0237-85-0722		単一障がい 重複障がい			○	○	
8	県立上山高等養護学校	999-3201	上山市宮脇600	023-672-3936		単一障がい				○	○
9	県立鶴岡高等養護学校	997-0834	鶴岡市稲生一丁目 20-33	0235-22-0581		単一障がい				○	○
10	県立鶴岡養護学校	997-0047	鶴岡市大塚町 5-44	0235-24-5995		単一障がい 重複障がい 訪問教育		○	○	○	○
	県立鶴岡養護学校 おひさま分教室	997-0019	鶴岡市北茅原町 13-1	0235-25-2240	病弱	院内学級		○	○		
11	県立山形養護学校	990-0876	山形市行才116	023-684-5722	病弱	単一障がい 重複障がい 訪問教育		○	○	○	
12	県立ゆきわり養護学校	999-3145	上山市河崎三丁目 7-1	023-673-5023	肢体不自由	単一障がい 重複障がい ベッツサイト	○	○	○	○	○
13	山形大学附属 特別支援学校	990-2331	山形市飯田西 三丁目2-55	023-631-0918	知的障がい	単一障がい		○	○	○	

※H31.4～ 米沢養護学校 休舎(△)

山形県立の 特別支援学校 (令和7年度)

■●酒田特別支援学校

●鶴岡高等養護学校
●鶴岡養護学校
◎鶴岡養護学校
おひさま分教室

●(○)新庄養護学校

●楯岡特別支援学校
寒河江校

●楯岡特別支援学校

●村山特別支援学校
天童校

●楯岡特別支援学校
大江校

●米沢養護学校 長井校
●米沢養護学校 西置賜校
●米沢養護学校
やまなみ学園分教室

■山形聾学校
◎山形養護学校
●村山特別支援学校
●村山特別支援学校
山形校

★ 視覚障がい
■ 聴覚障がい
● 知的障がい
◆ 肢体不自由
◎ 病弱
(○) 就労コース設置校

★山形盲学校
●上山高等養護学校
◆ゆきわり養護学校

●(○)米沢養護学校

合計 12本校 6分校 2分教室

関係機関（連絡先）

令和 7 年 4 月現在

1 教育機関

機関名	住所	電話番号	備考
村山教育事務所	寒河江市大字西根字石川西 355	0237-86-8163	
最上教育事務所	新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1437	
置賜教育事務所	長井市高野町 2-3-1	0238-88-8236	
庄内教育事務所	三川町大字横山字袖東 7-1	0235-68-1982	
教育センター	天童市大字山元字犬倉津 2515	023-654-2155	特別支援教育課

2 福祉機関

機関名	住所	電話番号
山形県中央児童相談所	山形市十日町 1-6-6	023-627-1195
庄内児童相談所	鶴岡市道形町 49-6	0235-22-0790
発達障がい者支援センター	上山市河崎 3-7-1	023-673-3314
精神保健福祉センター	山形市小白川町 2-3-30	023-624-1217
聴覚障がい者情報支援センター	山形市小白川町 2-3-30	023-666-7616

3 労働機関

	機関名	住所	電話番号
村 山	山形障害者職業センター	山形市小白川町 2-3-68	023-624-2102
	村山障害者就業・生活支援センター 「ワークライフサポート ふうれ」	山形市桜田南 1-19	023-615-8152
	山形地域若者サポートステーション	山形市穂積 116-3	023-616-3510
	ハローワークやまがた	山形市桧町 2-6-13	023-684-1521
	ハローワークさがえ	寒河江市大字西根字石川 西 340	0237-86-4221
	ハローワーク村山	村山市楯岡五日町 14-30	0237-55-8609
最 上	最上障害者就業・生活支援センター 「友愛の里」	新庄市堀端町 8-3	0233-23-4528
	ハローワーク新庄	新庄市東谷地田町 6-4	0233-22-8609
置 賜	置賜障害者就業・生活支援センター	川西町大字高山 1913	0238-27-1856
	置賜若者サポートステーション	米沢市赤芝町字川添 1884	0238-33-9137
	ハローワーク米沢	米沢市金池 3-1-39	0238-22-8155
	ハローワーク長井	長井市幸町 15-5	0238-84-8609
庄 内	庄内障害者就業・生活支援センター 「サポートセンター かでる」	酒田市北新橋 1-1-18	0234-24-1236
	庄内地域若者サポートステーション	酒田市中町 1-4-10	0234-31-8383
	ハローワーク鶴岡	鶴岡市馬場町 2-12	0235-25-2501
	ハローワーク酒田	酒田市上安町 1-6-6	0234-27-3111

引用・参考文献

- ・特別支援教育の推進について（通知） 平成 19 年 4 月 1 日 文部科学省
- ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
平成 24 年 7 月 23 日 中央教育審議会
- ・新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告） 令和 3 年 1 月
- ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申） 令和 3 年 1 月 26 日 中央教育審議会
- ・通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について（通知）
令和 5 年 3 月 13 日 文部科学省
- ・第 7 次山形県教育振興計画 令和 7 年 3 月 山形県教育委員会
- ・第 4 次山形県特別支援教育推進プラン 令和 5 年 6 月 山形県教育委員会
- ・特別支援教育の推進に関する関係課長等連絡会議資料 令和 5、6 年 文部科学省
- ・特別支援学級等に係る調査 令和 6 年 山形県
- ・令和 5 年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査報告書 令和 6 年 1 月
- ・特別支援教育における管理職の重要性 平成 28 年 千葉県
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～ 平成 29 年 3 月 文部科学省
- ・通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和 4 年）について
令和 4 年 12 月 13 日 文部科学省
- ・生徒指導提要 令和 4 年改訂 文部科学省
- ・「インクルCOMPASS」ガイド 国立特別支援教育総合研究所 令和 3 年 2 月
- ・特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について（通知）
令和 4 年 3 月 31 日 文部科学省
- ・山形県教員「指標」 令和 6 年 3 月改正 山形県教育委員会
- ・国立特別支援教育総合研究所ホームページ
- ・「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック活用リーフレット」平成 25、27 年 山形県教育センター
- ・文部科学省ホームページ
- ・障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ 令和 4 年 2 月 文部科学省
- ・交流及び共同学習ガイド 平成 31 年 3 月改訂 文部科学省
- ・ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 平成 29 年 2 月 20 日 関係閣僚会議
- ・心のバリアフリーノート 小学生用、同指導上の留意点 令和元年 11 月 13 日 文部科学省
- ・第 3 次山形県特別支援教育推進プラン 平成 30 年 3 月 山形県教育委員会
- ・秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版） 平成 31 年 3 月 秋田県教育委員会
- ・小学校学習指導要領、中学校学習指導要領（平成 29 年告示） 文部科学省
- ・小学校学習指導要領、中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 文部科学省
- ・特別支援学校学習指導要領 自立活動編（平成 30 年告示） 文部科学省
- ・高等学校管理職のための特別支援教育校内支援体制整備ガイドブック
令和 5 年 3 月 岡山県教育庁特別支援教育課
- ・特別支援教育の手引 令和 2 年 3 月 鳥取県教育委員会
- ・専門研究 A インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりに関する研究—学校における体制づくりのガイドライン（試案）の作成— 平成 28 年 3 月 国立特別支援教育総合研究所
- ・小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック-試案-
平成 28 年 3 月 国立特別支援教育総合研究所
- ・改訂第 3 版 障害に応じた通級による指導の手引 平成 30 年 8 月 文部科学省
- ・初めて通級による指導を担当するための教師のガイド 令和 2 年 3 月 文部科学省
- ・LD、ADHD を対象とした通級による指導実践事例集 1・2 平成 31 年・令和 2 年 山形県教育委員会

本手引に関するお問い合わせ先

山形県教育局特別支援教育課

〒990-0062 山形市松波2丁目8番1号

TEL 023-630-2873 FAX 023-630-2774



<https://www.pref.yamagata.jp/700027/kensei/shoukai/soshikiannai/kyoiku/700027.html>

※この資料は、県教育局特別支援教育課ホームページからダウンロードできます。